



Kyoto Junior High School Physical Culture Association

令和6年度 京都府中学校体育連盟 第1回臨時拡大理事会

日 時 令和6年11月28日（木）
理 事 会 午後1時00分
拡大理事会 午後3時00分

場 所 京都市総合教育センター 第2研修室

挨拶

報告事項

- 1 （公財）日本中体連より . . . P 1～20

案件

- 1 令和7年度京都府中学校総合体育大会における地域クラブ活動
の参加資格の特例について(案) . . . P 21～24
- 2 各地区アンケートより【検討事項・意見交流】 . . . P 25～27
- 3 各専門部細則・要望について . . . P 28～34
- 4 登録について（案内文書・登録様式など） . . . P 35～50
- 5 令和6年度第73回近畿中学校総合体育大会駅伝競走の部について . . . 別紙（理事会のみ）
- 6 その他
 - ・軟式野球専門部 府総体出場枠の削減について
 - ・ソフトボール専門部 担当ブロック・会場の変更について
 - ・近畿総体スキーの部について

その他

- ・ 令和 6 年度第73回近畿総体駅伝競走の部
開会式：令和 6 年11月30日（土）
競技の部：令和 6 年12月 1 日（日）
- ・ 第12回コーチングセミナー
令和 6 年12月 7 日（土）
- ・ 京都府中体連第 5 回理事会及び
第 3 回理事・専門委員長合同会議
令和 7 年 2 月20日（木）未定
理 事 会：午後 1 時～
合同会議：午後 2 時30分～
- ・ 近畿中体連第 6 回理事会及び
第 3 回専門部総会
令和 7 年 2 月25日（火）アイン大阪
同日 同会場
- ・ 令和 6 年度近畿中学校総合体育大会第 5 回実行委員会
令和 7 年 3 月 4 日（火）未定
時間：未定



Kyoto Junior High School Physical Culture Association

令和 6 年度
京都府中学校体育連盟
第 1 回臨時拡大理事会

会 議 資 料



Kyoto Junior High School Physical Culture Association

京都府中学校体育連盟

都道府県中学校体育連盟会長様
（公財）日本中体連競技部長様
関 係 各 位

（公財）日本中学校体育連盟
会長 青 海 正
（公印省略）

令和 7 年度全国中学校体育大会

地域クラブ活動の参加資格の特例競技部細則

令和 7 年度全国中学校体育大会地域クラブ活動の参加資格の特例における競技部細則です。

競 技 部	細 則
1 陸上競技（駅伝）	特例として「全日本中学校陸上競技選手権大会参加の特例細則」及び「全国中学校駅伝競走大会参加の特例細則」を追加する。 1 全日本中学校陸上競技選手権大会参加の特例細則 在籍している学校の所属、または日本陸上競技連盟に登録をしている地域クラブ活動の所属からのいずれかで参加できる。いずれの場合も、在籍している学校が所在する都道府県より、標準記録突破指定大会、全日本中学校陸上競技選手権大会に、参加する（標準記録突破指定大会の参加資格は各都道府県中学校体育連盟が定める）。ただし、以下（※）に該当する地域クラブ活動についてはこの限りではない。リレーは、「地域移行モデル地区や自治体主導で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動」、または、「地域移行の受け皿となっている地域クラブ活動」で参加することができる。ただし、複数の中学校から選手を選抜等によって編成されたチームは除く。または、登録メンバー全員が同一学校に在籍している場合に限り、地域クラブ活動の所属で参加することができる。複数の種目（リレーを含む）に出場する場合、種目によって異なる所属から出場することはできない。 （※）以下の 2 つの要件を満たす場合は、地域クラブ活動の登録所在地の都道府県より参加することができる。 (1) 「地域移行モデル地区や自治体主導で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動」又は「地域移行の受け皿となっている地域クラブ活動」に在籍している場合。 (2) 在籍している学校に希望する部活動がないこと等の場合において、都道府県中学校体育連盟が都道府県をまたいだ大会参加を認めている場合。 2 全国中学校駅伝競走大会参加の特例細則 在籍している学校の所属、または日本陸上競技連盟に登録をしている「地域移行モデル地区や自治体主導で地域移行を進めるた

	めに発足した地域クラブ活動」、「地域移行の受け皿となっている地域クラブ活動」のいずれかの地域クラブ活動の所属から参加できる「複数の中学校から選手を選抜等によって編成されたチームは除く）。いずれの場合も、在籍している学校が所在する都道府県より参加する。ただし、在籍している学校に希望する部活動がないこと等の場合において、都道府県中学校体育連盟が都道府県をまたいだ大会参加を認めている場合は、地域クラブ活動の登録所在地の都道府県より参加することができる。または、登録メンバー全員が同一学校に在籍している場合に限り、地域クラブ活動の所属で参加することができる。複数の所属から出場することはできない。
2 水泳競技	1 地域クラブ活動からの参加要件 (1) 地域クラブ活動の登録所在地の都道府県から参加すること。できない場合は学校から参加すること。 (2) 地域クラブ活動で全国中学校水泳競技大会につながる予選大会に参加する場合、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。 (3) 全国中学校水泳競技大会につながる予選大会(郡市大会等も含む)の申込締切から本大会終了まで出場団体の変更はできない。 (4) 全国中学校水泳競技大会の要項にしたがうこと。 2 その他 在籍中学校もしくは地域クラブ活動のどちらから参加するかは、生徒(選手)および保護者の意向を尊重すること。
3 バスケットボール	※この細則は、必要に応じて毎年修正・改良を行う事とする。 令和7年度地域クラブ活動の出場に関しての細則を以下のようにする。なお、団体が大会参加を希望する場合には、都道府県中学校体育連盟と都道府県中学校体育連盟バスケットボール部が条件を満たしているか協議・確認をしたうえで参加を認める。 【出場を認める条件】 地域移行モデル地区や自治体主体で地域移行を進めるために設置されている、地域移行の受け皿となっている地域クラブ活動 ただし、対象の地域クラブ活動は都道府県中学校体育連盟に加盟している単独又は複数の中学校単位で編成されており、日常的に活動が持続されている場合に限る。なお、複数の中学校から選手を選抜し、編成された地域クラブ活動の出場は認めない。
4 サッカー	1 地域クラブ活動(運営団体・母体となるクラブ)としてU-15チームがクラブユース連盟へ加盟登録していないこと。(※クラブユース連盟に所属しているクラブ内からは、いずれのU-15チームおよびセカンドチームも出場できない) 2 学校団体ではない場合は、JFAへのチーム登録をしていること。
5 ハンドボール	1 各大会および予選大会(地区大会含む)への参加申し込み時にはチーム・選手共に日本ハンドボール協会への登録が完了していること。(二重登録は認めない。)

	2 参加地区は、日本ハンドボール協会への登録の際にチームの所在地とした場所とする。 (例)：代表者が神奈川県横浜市で登録するとチーム登録は横浜地区となる。 3 チームは日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者のもとに適切に行われていること。また、指導者は(公財)日本ハンドボール協会の競技者及び役員倫理規定に基づく処分を受けていない者であることとする。 4 日本ハンドボール協会が主催する全国クラブ大会および予選大会(地区大会含む)に参加した場合は中学校体育連盟が主催する全国中学校体育大会および予選大会(地区大会含む)への出場は認めない。 5 地域クラブ活動で各都道府県中学校体育連盟が主催する大会に出場する場合、必ず代表者は、生徒の在籍する学校長に参加することを連絡し、承諾を得ること。(書面通知・書式の指定なし)。 6 予選への参加のタイミング(地区・都道府県より)は各地区で異なるが、各都道府県中学校体育連盟のハンドボール専門部の規則・運営方法に準ずること。(大会参加打合せ等に必ず参加し状況に応じて大会運営にも協力すること) 7 移籍について 移籍に関しては、日本ハンドボール協会の規定に基づいて可能だが、全中及び全国クラブ大会およびそれぞれの予選大会(地区大会含む)にエントリーした時点で他方の大会への出場は認めない。 (例) 予選に負けた時点でチーム移籍した場合、チームでの活動は認めるが、移籍先のチームが勝ち上がっていても大会はエントリー不可であり出場は認めない。 ※1 上記の条件を満たさない、または参加条件に虚偽があった場合は参加を取り消す場合もある。 ※2 この細則は、スポーツ庁、日本中体連、および日本ハンドボール協会より通達等があった際に、通達内容に合わせ加筆・修正・変更・見直しを行い、その都度公表する。 ※3 チーム、選手の大会参加について疑義が生じた際は、日本中体連ハンドボール競技部において審議し、決定及び通達をする。
6 軟式野球	中体連主催の大会に参加を希望する地域クラブ活動は、以下の条件を満たしていること。 (1)継続的に活動し、都道府県軟式野球連盟に加盟している。 (2)指導者は以下に示すいずれかの資格を保有している。 ①日本スポーツ協会公認コーチ1(軟式野球) ②日本スポーツ協会公認コーチ3(軟式野球) ③BFJ 公認野球指導者基礎Ⅰ(U-15) ※ 監督が保有していることを条件とするが、保有していない場合には、コーチ(日常的に指導に関わり、メンバー登録される

	者)のうち最低1名が保有していること。 (3)大会運営、審判員派遣の依頼に対応できる人員を確保している。 ※ 審判員については、「一般財団法人全日本野球協会 アマチュア野球規則委員会公認3級審判員」以上の保有を必須とする。
7 体操競技	1 大会参加について (1) 団体・個人ともに参加を認める。ただし、団体での参加の場合は団体選手の全員が、「地域移行モデル地区や自治体主導で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動」、「地域移行の受け皿となっているクラブ活動」又は同一学校に在籍していることを条件とする。 (2) 予選大会への参加は、地域クラブ活動の都道府県中体連登録住所、および都道府県体操協会加盟住所からの参加を認める。 (3) 都道府県大会までの予選大会の方法については、参加団体と個人の人数の都合など都道府県の実態に応じて行う。 (4) 全国大会への団体出場枠について、大会の趣旨を考慮し以下の制限を設ける。 ①都道府県にブロック大会団体出場枠が複数与えられている場合、少なくとも1枠は学校登録団体とする。学校登録団体がいない場合には地域クラブ活動登録団体から補充する。 1枠の都道府県については優勝団体とする。 ②ブロックに全国大会団体出場枠が複数与えられている場合、少なくとも1枠は学校登録団体とする。学校登録団体がいない場合には地域クラブ活動登録団体から補充する。1枠のブロックについては優勝団体とする。 (5) 地域クラブ活動が団体として大会参加をする場合、クラブに所属していない同一校の他の生徒が学校団体として団体を組み大会に参加することはできる。ただし、同一校生徒により構成された2つの団体のうち上位団体のみがブロック大会に進むことができる。 2 都道府県中体連登録について (1) 都道府県体操協会に加盟していることを条件とし、都道府県中体連への登録を行う。登録については都道府県中体連の登録要項に従う。 (2) 登録は、地域クラブ活動の所在地で行う。加盟する体操協会と同一都道府県とする。 3 その他 (1) 生徒の心身の健康を最優先に考慮し、中体連大会とジュニアクラブ大会が過密になる場合には出場する大会を丁寧に選び、生徒の負担が過剰にならないようにする。 (2) 全ての大会において、大会準備・大会運営・審判業務に役員として協力しなければならない。要請がある場合は会議等にも参加する。また、中体連体操専門部員に準じる役職に就くこともあり得る。

	(3) 全ての大会において中体連体操専門部の規則、運営方針を尊重し、指示に従うこと。 (4) 予選大会を含む全ての大会において、参加条件・申請内容に虚偽が判明した場合には参加を認めない。 (5) 都道府県中体連登録以降に転校や地域クラブ活動を移籍する場合、予選大会で上位大会への参加権を獲得していない生徒は、転校先や移籍先からの大会参加は認めない。また、権利を得ている生徒については個人としての参加を認める。ただし、当該生徒の予選大会での得点が個人での予選通過得点を下回る場合には、参加は認められない。 (6) 転校や地域クラブ活動移籍後の大会参加について、全国大会終了後に関しては都道府県中体連体操専門部の判断に委ねる。 (7) 一緒に活動する団体を複数の地域クラブ活動として都道府県中体連に登録することはできない。 (8) 複数の地域クラブ活動が一つの団体として都道府県中体連に登録することはできない。 (9) 地域クラブ活動として中体連主催の大会に参加する場合には、当該生徒の所属校長に報告をすること。都道府県中体連から指示がない場合には、書面で通知する（書式任意）。 (10) 体操競技部細則については、必要に応じて見直しを行っていくこととする。
8 新体操	地域クラブ活動より全国中学校体育大会を含む予選大会に出場する場合は、以下の条件を満たしていること。また、各予選会の実施方法、参加方法については都道府県中体連の開催基準に従うことを条件とする。 (1) 予選大会は地域クラブ活動の都道府県中体連および都道府県体操協会の登録住所からの参加を認める。 ※ 所属団体の所在地と登録する都道府県は同じであることとする。 (2) 予選大会は選手の所属学校または選手の所属する地域クラブ活動の都道府県から出場できる。重複して異なる地域からの出場は認めない。地域クラブ活動の場合は、加盟した都道府県より出場できる。 (3) 予選大会のエントリーは監督及び選手は一人につき一所属とする。 ※ 1 選手は所属クラブと在籍学校の重複エントリーはできない。同所属からのエントリーのみ個人、団体の両方に出場することができる。 ※ 2 予選大会の監督は上記（2）の登録を済ませている者で、他の所属の監督としては予選大会に参加できない。 (4) 令和7年度の団体選手は全員が、「地域移行モデル地区や自治体主導で地域移行を進めるために発足した地域移行クラブ活動」、「地域移行の受け皿となっているスポーツ団体等」又は同一学校に在籍していることを条件とする。 (5) 団体の出場については、各所属から1チームのみとする。同

	一中学校からの部活動とクラブチームの2チーム出場は、同じ学校から2チームとみなすため出場は不可とする。
9 バレーボール	1 全国大会と全国大会につながる予選に参加できるチーム 地域クラブ活動 ※中学校の部活動チームが大会に参加する場合、その中学校の生徒のみで編成された地域クラブ活動の参加は認めない。 2 地域クラブ活動 (1) ～ (9) の全ての条件を満たすこと (1) (公財) 日本中学校体育連盟からの『令和5年度からの全国中学校体育大会への地域クラブ活動の参加条件について「全国中学校体育大会開催基準 7 参加資格 参加資格の特例」』に記載されている内容を網羅していること。 (2) JVA-MRS のチーム登録が完了していること。 (3) 所在地が明確であること。 (4) 募集要項やホームページ等で公募していること。 (5) 年間を通じて、日常持続的(週単位)に練習している場所と所在地が一致していること。資格を有する者が指導に当たっていること。 ※但し、～2025 年(令和7 年)3 月 31 日までの期間は資格取得期間とする。 (6) JSP0 公認の指導者(成人の指導者)が常時指導に当たっていること。 (7) チームや団体として規約があること。 (8) JVA-MRS の個人登録が完了していること。 (9) 各種大会に大会役員として派遣できる指導者がいること。 3 地域クラブ活動の大会参加に向けての中学校体育連盟登録について (1) 登録…各自治体によって中学校体育連盟の登録窓口が異なるので確認のこと。 各都道府県中学校体育連盟または各都道府県中学校体連バレーボール専門部(地区によっては専門部ではなく競技部という名称) (2) 認定方法…下記の2 点を基本とし審査する。 ① JVA-MRS でのチーム登録 ② 各都道府県からの様式による「登録申込書」の提出 (3) 申込期間…各都道府県中学校体育連盟もしくは中学校体育連盟バレーボール専門部が設定した期間とする。 ※更新期間は各都道府県の事情により異なり、毎年更新するので確認すること。 4 大会出場について (1) 全ての選手・スタッフは、各都道府県大会予選より全国大会まで、一人同一のチームの登録とし、複数のチームから出場することはできない。 ※これに違反した場合は、「当該選手・スタッフは次年度の大

	会参加は不可」・「本大会の結果を全て無効する」等の罰則が発生する。 5 大会運営について 参加する地域クラブ活動から、必ず大会の運営役員を選出すること。今後、各都道府県中学校体育連盟バレーボール専門部内での役職（総務・競技・審判・強化・普及委員会等）に地域クラブ活動の指導者にも、専門部の運営をしていくことになる。 6 選手の移籍について 地域クラブ活動については、各都道府県中体連が設定した期間の登録申請後の移籍は認めない。但し、一家移転など、やむを得ない場合は、都道府県バレーボール専門部に地域クラブ活動を通じて申請すること。 7 その他 都道府県バレーボール専門部ごとに、大会参加に関する細則を加えることができる。
10 ソフトテニス	1 「全国中学校体育大会」における「参加資格の特例」の内容を満たすこと。 2 中体連の活動や本大会の目的を踏まえ、勝利至上主義の活動・参加とならないように十分に留意すること。 3 参加する地域クラブ活動においては、本大会に出場するために設立されたものではなく、「地域」における継続的なスポーツ活動を確保しようとする目的のものであること。 4 地域クラブ活動には、必ず（公財）日本スポーツ協会公認の「コーチ1」以上の資格を有する者が在籍しており、大会においてベンチ入りする者はその資格保有者であること。（ただし、当該年度は取得中の者でも可とする） 5 本細則に加えて、各ブロックや都道府県で細則を付け加えることができる。 附則 この細則は、令和7年度から適用する。
11 卓球	1 地域クラブ活動の参加細則 (1) 日本スポーツ協会公認スポーツ指導者（卓球公認コーチ1以上）が必ず1名は在籍していること。 (2) 大会への参加を希望する地域クラブ活動の構成員は日本卓球協会、各都道府県卓球連盟、各都道府県中体連の登録及び年会費の支払いを行うこと。 (3) 代表者、参加要件を満たすために在籍している日本スポーツ協会公認スポーツ指導者（卓球公認コーチ1以上）及び選手は、他の地域クラブ活動に重複して登録できない。 (4) 団体戦に参加できる地域クラブ活動は、「地域移行モデル地区や自治体主導で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動」又は「地域移行の受け皿となっている地域クラブ活動

	等」とする。ただし個人戦のみに参加を希望する地域クラブ活動に関しては地域移行の証明を求めない。地域移行されたスポーツクラブかどうかの判断は都道府県中体連に任せる。 2 ブロック大会、都道府県大会、地区予選会の参加申し込みの要件 各都道府県体育連盟の判断に任せる。 3 全国中学校卓球大会参加申し込みの要件 (1) 監督・指導者（コーチ）・選手は当該地域クラブ活動の構成員とする。 (2) 当該地域クラブ活動の構成員が全国大会に出場する際、重複して他の地域クラブ活動等や中学校の監督・指導者（コーチ）・選手になることはできない。
12 バドミントン	日本中学校体育連盟バドミントン競技部『地域クラブ活動の参加細則』 1 参加を認める種目 (1) 男・女団体戦、男・女個人戦（シングルス・ダブルス）とする。 (2) シングルス・ダブルスを兼ねて出場することはできない。 2 地域クラブ活動の要件 (1) 地域クラブ活動の所属員は、代表者・事務担当者（日本バドミントン協会・都道府県協会登録の際の管理者）・指導者・所属中学生とする。所属中学生以外は、成人（20歳以上）とする。 (2) 1つの活動母体から登録できるのは1チームのみとする。 3 地域クラブ活動の所属員 (1) 所属中学生 ① 当該年度の夏季全国大会出場につながる大会（地区大会、都道府県大会、ブロック大会等）に出場できるのは、一人1回のみである。 ② 夏季全国大会出場につながる最初の大会への上場後の移籍変更はできない。 ③ 指導者を除く地域クラブ活動の所属員は、他の地域クラブ活動に重複して登録はできない。 4 協会登録について (1) 大会への参加を希望する地域クラブ活動の所属員は、日本バドミントン協会・都道府県協会会員登録及び年会費支払いを行うこと。 (2) 協会登録の際の注意点 ① 「団体登録申請書」において、 (ア) 代表者：協会登録の際に協会登録システム上の『代表者』として位置づける (イ) 事務担当者：協会登録の際に協会登録システム上の『管理者』として位置づける ② 協会登録する際に、当該地域クラブ活動の代表者・事務担当者・所属中学生は、重複して他の地域クラブ活動や中学校において代表者・事務担当者登録や中学生登録はできない。 5 『指導資格を有する指導者』の資格要件について (1) 地域クラブ活動の指導者は、日本バドミントン協会公認審判員資格（3級以上）を取得していること。（取得が困難な場合は、都道府県の審判講習会に参加すること） (2) 令和7年度末までに日本スポーツ協会公認スポーツ指導者（バドミントン）資格所持者が最低1名は所属している

	こと。(令和8年度からは、必ず資格所持者が最低1名は所属していること) ①短期間で取得が困難な場合は、団体登録後3年以内に取得することを可とする。 ②コーチングアシスタント、スポーツリーダー、スタートコーチ、他競技の指導者資格、スポーツ少年団スタートコーチも含む。 6 ブロック大会・都道府県大会・地区予選会の参加申込の要件 各主催中学校体育連盟の判断に委ねる。 7 全国大会参加申込の際の要件 (1)監督・マネージャー(生徒)・外部指導者(コーチ)、個人戦入場許可申請者(成人)は、当該地域クラブ活動の所属員代表者・事務担当者・指導者・所属中学生)とする。 (2)当該地域クラブ活動の所属員(代表者・事務担当者・指導者)が、全国大会に出場する際、重複して他の地域クラブ活動や中学校の監督・マネージャー(生徒)・外部指導者(コーチ)、個人戦入場許可申請者(成人)になることはできない。
13 ソフトボール	【留意事項】 1 予選段階で敗退したチームの選手が別のチームで再出場することはできない。 2 同一大会で複数のチームの監督・コーチ・引率者等を務めることはできない。 3 登録規定上、都道府県大会からの出場を基本とするが、下部大会からの出場については、チーム及び各都道府県の実態に応じて、各都道府県中学校体育連盟が決定する。 また、出場チーム決定方法や出場チーム数などについても同様とする。 4 「学校部活動から移行した地域部活動」や「休日と平日の扱いが異なるチーム」等については、その事業主体・実施主体や活動状況を各都道府県中学校体育連盟が判断し、学校部活動として扱うこともできるものとする。その場合は、構成が中体連の学校部活動の合同規程もしくは拠点校部活動の要件を満たしていることとする。 令和7年4月1日 適用
14 柔道	1 公益財団法人日本中学校体育連盟(以下、中体連)が定めた「全国中学校体育大会開催基準 7 参加資格 参加資格の特例」に記載されている通りの手続きを行い、遵守する。 2 全国中学校柔道大会(以下、全中大会)における地域クラブ活動の参加細則を次の通りとする。 (1)各都道府県柔道連盟(協会)を通して全柔連に加盟、登録を済ませている。加盟、登録上、届け出をしている所在地の都道府県で参加することができる。 ① チームとして「団体登録」を済ませている → 団体戦に出場可 ② 競技者として「競技者登録」を済ませている → 個人戦に出場可 ③ 同一年度中は、最初に参加した所属チームからの変更は認めない。

	※ 中学校部活動の場合、転校等による所属の変更について、一部、参加制限がある。 (2) 大会の引率、監督、帯同コーチは、全柔連公認指導者資格を有していなければならない。 (3) 柔道修業期間を6カ月以上経過した中学生のみ、大会に参加することができる。 3 地域クラブ活動の指導者は、大会参加にあたり、各地区中体連が主催する説明会や研修会等に、必ず出席しなければならない。 4 大会参加にあたり、上記参加資格特例条件に対して虚偽、違反、逸脱行為が発覚した場合は、同一年度の地域クラブ活動の大会参加資格を取り消し、チーム及び該当所属選手ともに令和7年度内の参加を認めない。
15 剣道	1 地域クラブ活動の参加について以下の細則を設ける。 (1) 都道府県中体連に登録し、参加を認められていること。 ① 団体戦については、「地域移行モデル地区や自治体主導で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動」、又は「地域移行の受け皿となっているクラブ活動」とする。 ② 個人戦については、所属する地域クラブ活動からの参加とする。 ③ 参加の許可については、都道府県中体連及び都道府県中体連剣道専門部が確認を行い判断する。 (2) 所属する地域クラブ活動に登録する所在地の地区中体連の予選会から参加する。 (3) 監督は、地域クラブ活動の指導者とする。 (4) 年度当初に所属中学校もしくは地域クラブ活動のどちらから参加するかを申告する。期間は1年とし、毎年更新する。年度途中で変更することは認めない。 (5) 3年間同一団体から出場することが望ましい。 (6) 団体戦・個人戦ともに同一団体からの出場とする。(例えば、団体戦は学校から、個人戦は地域クラブ活動からという参加は認めない。) (7) 地域クラブ活動からの出場は、団体戦については1団体1チームのみとし、同一団体から複数チームの参加はできない。個人戦の1団体の出場枠は各大会の規程による。 2 その他 (1) 上記細則は、令和7年度の規程とし、以降修正を加えることができる。
16 相撲	1 【参加条件】 地域クラブ活動からの参加について以下の条件の下、地域クラブ活動からの参加を認める。 (1) 『参加資格特例◎(2)①オ当該競技を管轄する中央競技団体もしくは都道府県競技団体に登録されていること。かつ同じ内容で都道府県中学校体育連盟に登録していること』(登録費については、都道府県中体連の方針による)を厳守する。

	(2)地域クラブ活動から出場する場合は地域クラブ活動が設置されている都道府県からの参加とする。(できない場合は学校からの参加となる 【注意事項※1・※2参照】) (3)地域クラブ活動から団体に出場した場合は個人も地域クラブ活動の地区(都道府県)から参加とする。(逆も同様) (4)地域クラブ活動からの参加については、引率及び監督を以下のようにする。 ①地域クラブ活動から参加する場合は、代表者の押印をする。 ②監督は、地域クラブ活動の代表者が命じた指導者として責任者の押印をする。 ③引率の際は、指導者(監督)、保護者が責任をもって引率をする。 (5)運営側は中学校部活動からのエントリーか地域クラブ活動からのエントリーか、移籍や二重登録の有無を確認し不正があれば参加を認めない。 2【注意事項】 ※1 他県の地域クラブ活動に通っている場合で、在籍する中学校のある都道府県中体連が他県の大会への出場を認めている場合や、受け入れる都道府県中体連が他県からの参加を認めている場合は、地域クラブ活動から他県の予選に出場できる(団体・個人とも)。ただし、地域クラブ活動のチームでA県から出場し、個人で地元B県から出場することはできない。私立中学校からのエントリーと同様に扱う。また逆もできない。また、地域クラブ活動から出場する場合、地域クラブ活動からも中体連登録と相撲連盟登録を行う。 ※2 ※1の通り、他県の地域クラブ活動から他県の大会に出場できる場合、 (ア)所属する地域クラブ活動がその県の中体連にクラブの登録を行っていること。 【参加条件②】 (イ)地域クラブ活動から出場する選手を明確にしておくこと。(以下※4に補足)(ア)(イ)をもって、他県の選手も含め中体連登録が済んでいるとみなす。 ※3 地域クラブ活動から出場する場合は(公財)日本相撲連盟に会員登録をし、エントリーの際に登録番号と在籍校名を記入する。 ※4 地域クラブ活動からエントリーの場合も所属学校名は併記する。
17 スキー	各都道府県予選大会を含む全国中学校体育大会の参加について以下の条件の下、地域クラブ活動の参加を認める。また、各予選大会の実施方法、参加方法については、各都道府県中学校体育連盟の開催基準に従うことを条件とする。 1 参加する地域クラブ活動においては、本大会に出場するために設立されたものではなく、「地域」における継続的なスポーツ活動を確保しようとする目的のものであること。

	2 都道府県中体連の登録について (1) 参加を希望する地域クラブ活動の所在地と主な活動場所は、予選大会に参加を希望する都道府県中学校体育連盟と同一であること。 (2) 参加を希望する都道府県の中学校体育連盟の審査を受け、承認されて予選大会に参加していること。 3 指導者について (1) 指導者は、「令和7年度全国中学校体育大会運営の基本と大会開催基準」の趣旨を理解し、学校教育活動の一環であること、大会参加の目的が競技力強化ではなく競技普及であることを理解し指導にあたっていること。 (2) 全日本スキー連盟が認定する、「JSP0 公認スポーツ指導者スキー・スノーボードコーチ1」の資格を有する指導者が、年間を通じて日常持続的に指導に当たっていることが望ましい。 (3) 地域クラブ活動の指導者は、他の地域クラブ活動の指導者や、中学校の外部指導者として各都道府県予選大会を含む全国中学校体育大会へ参加できない。 4 全日本スキー連盟への登録 (1) 地域クラブ活動に所属する選手は、全日本スキー連盟会員登録、ならびに、競技者登録を完了していること。 (2) 会員登録、ならびに、競技者登録の加盟団体（都道府県）・クラブ名は、地域クラブ活動と異なってもよい。 (3) 全日本スキー連盟はクラブなどの団体登録をおこなっていないので、地域クラブ活動としての登録は必要ない。 5 大会出場について (1) 地域クラブ活動の指導者、ならびに、選手は、都道府県予選大会から同一でなければならない。 (2) 同一年度内に選手が登録できる地域クラブ活動は1クラブとし、地域クラブ活動への二重登録、ならびに、複数都道府県予選大会への出場は認めない。 (3) 都道府県中学校体育連盟専門部の求めに応じ、地域クラブ活動は大会運営や県選手団運営に協力すること。 (4) 各都道府県予選大会を含む全国中学校体育大会へ参加する当該生徒の所属校長に、地域クラブ活動から書面で報告すること。（書式任意） (5) クロスカントリーリレーについて ・以下の2つの要件を満たす場合は、地域クラブ活動の登録所在地の都道府県より参加することができる。 ①「地域移行モデル地区や自治体主導で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動」、「地域移行の受け皿となっている地域クラブ活動」又は登録メンバー全員が同一学校に在籍している場合 ②1団体から複数チームの参加は認めない 6 都道府県をまたいだ大会参加については、以下の2つの要件を満たす場合は、地域クラブ活動の登録所在地の都道府県より参加
--	--

	することができる。 (1) 「地域移行モデル地区や自治体主導で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動」又は、「地域移行の受け皿となっている地域クラブ活動」に在籍している場合 (2) 在籍している学校に希望する部活動がないこと等の場合において、都道府県中学校体育連盟が都道府県をまたいだ大会参加を認めている場合。 7 その他 (1) 大会参加にあたり、上記細則に対して虚偽、違反、逸脱行為が発覚した場合は、各都道府県スキー専門部、ならびに、日本中体連スキー競技部で協議し、参加資格の取り消し、競技記録の抹消、次年度登録の禁止など、適当な処分を下す。 (2) 都道府県中学校体育連盟スキー専門部ごとに、予選大会参加に関する細則を加えることができる。ただし、全国中学校体育大会参加にあたっては、このスキー競技部細則を遵守する。
18 スケート	1 日本スケート連盟及び各都道府県中体連登録者であって、各都道府県の予選会を通過、又は要項に記載の出場制限を満たし、参加資格を得たもの。 2 日本スケート連盟登録名で大会参加申し込みをする。(選手や保護者の意向によりクラブチーム名でも学校名でも可) 3 フィギュアスケートについては、「選手が在籍する中学校所在地の都道府県より出場」すること。
19 アイスホッケー	1 全国中学校アイスホッケー大会に参加する地域クラブ活動は、(公財)日本アイスホッケー連盟に登録しているチームとする。 2 全国中学校アイスホッケー大会に参加する地域クラブ活動は、(公財)日本アイスホッケー連盟に登録しているチーム所在地の都道府県中体連へ登録もしくは参加申請し、認定を受けるものとする。 4 全国中学校アイスホッケー大会に参加する地域クラブ活動の監督および引率責任者は、日本スポーツ協会が認定する指導者資格を有する者とする。 5 地域クラブ活動に所属し全国中学校アイスホッケー大会に参加する者は、その年度の指定された期日までに、当該の地域クラブ活動に所属する選手として、(公財)日本アイスホッケー連盟に登録をする。期日を過ぎて登録をした者の参加は認めない。 6 全国中学校アイスホッケー大会に参加する地域クラブ活動は、(公財)日本中体連アイスホッケー競技部および大会実行委員会の意向を尊重し、その指示に従うものとする。 ※1 この細則は、令和7年4月1日より適用する。 ※2 この細則は、「全国中学校体育大会開催基準」の変更に伴い、加筆修正できる。 ※3 この細則は、アイスホッケー競技部で、今後も検討を続けていく。

令和7年10月25日

都道府県中学校体育連盟事務局 御中

(公財) 日本中学校体育連盟
事務局長 平本 浩実

令和7年度地域クラブ活動参加資格の特例細則（陸上競技）解釈についての誤り
お詫びと報告

平素よりお世話になり感謝申し上げます。

さて、過日実務担当者会議で発出した標記細則の陸上競技部の一部分の解釈についてスポーツ庁から指摘を受けました。事務局としてスポーツ庁との事前確認がすんだ後にも解釈を誤解したまま、「すべてのクラブで複数校のチーム編成は認めない」ものとして陸上競技部長に伝達してしまいました。

陸上競技部・各都道府県中体連事務局にも大変ご迷惑をおかけしましたこと、この場をお借りしてお詫びいたします。競技部長をはじめとする全国のブロック長にも事情を説明、お詫びしご理解を頂きました。詳細は以下の通りとなります。各中体連事務局におかれましてもご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

1 全日本中学校陸上競技選手権大会参加の特例細則

（前文省略）リレーは、「地域移行モデル地区や自治体主導で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動」、または、「地域移行の受け皿となっている地域クラブ活動」で参加することができる。ただし、

複数の中学校から選手を選抜等によって編成されたチームは除く。

選抜等を含むこの文の解釈

勝利至上主義のために複数校の生徒により構成されたリレー・駅伝のチーム編成は認められない。
ただし、複数校で構成された全ての地域クラブ活動を指すものではない。

例えば

○学校に部活動のない複数校の生徒で構成された「地域移行モデル地区や自治体主導で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動」、または、「地域移行の受け皿となっている地域クラブ活動」は複数校生徒で編成されたチームによるリレーや駅伝への参加は可能である。

*これ以外のケースや、細則で記載できない部分についての質問等は今後も陸上競技部内で確認し、共通理解を図っていく。

細則についての文書変更や再発出はありません。この「選抜等」の解釈について共通理解を図れればと考えています。今後、考えられるケースについての前提部分を補足資料として陸上競技部長に作成してもらいましたので参考にしてください。他競技も含め、ご質問があれば、メールで事務局にお送り下さい。競技部長に回答を依頼しお戻ししていきます。

陸上競技は個人、チーム（団体）が含まれる競技である。これまで地域クラブの参加にあたり、特にリレー・駅伝については全国中学校体育大会の在り方を考えたときに公平性の担保や諸問題（選手集めや引き抜きによる勝利至上主義の助長、人間関係トラブル、チーム内でのトラブル等）を未然に防ぐため、また、これまで3年間実施してきた中での状況を考慮してスポーツ庁に提案して細則として決定した。

【補足説明】

リレーは、「地域移行モデル地区や自治体主導で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動」、または、「地域移行の受け皿となっている地域クラブ活動」で参加することができる。ただし、複数の中学校から選手を選抜等によって編成されたチームは除く。または、登録メンバー全員が同一学校に在籍している場合に限り、地域クラブ活動の所属で参加することができる。

特に上記細則抜粋リレーの解釈として

「学校に部活動の設置があり単独校でチーム編成ができる場合は不可」となる。

従って部活動の設置があり部員が4人未満の場合は、複数校の生徒が集まった地域クラブでの出場が可となる。極端な例としては6校の陸上部の部員がそれぞれ1人ずつの場合、地域クラブにその6人が登録して参加することができる。また、4人以上の部員の学校の生徒と4人未満の学校の生徒で登録して参加することもできる。反対に4人以上の部員が居る複数校同士で構成することはできない。

「地域移行モデル地区や自治体主導で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動」、「地域移行の受け皿となっている地域クラブ活動」のいずれかの地域クラブ活動の所属から参加できる「(複数の中学校から選手を選抜等によって編成されたチームは除く)。

次に上記細則抜粋駅伝の解釈として

「在籍している学校が単独校で参加する場合や学校に部活動の設置があり単独校でチーム編成ができる場合は不可」となる。

従って部活動の設置があり部員が男子6人未満、女子5人未満の複数校の生徒が集まった地域クラブでの出場が可となる。（男女両方の条件を満たすのではなく男女それぞれの人数とする）

「令和7年度全国中学校体育大会地域クラブ活動の参加資格の特例競技部細則」の陸上競技解釈について

長崎県中学校体育連盟

いつもお世話になっております。
陸上競技の細則について質問です。

陸上競技部からの回答

【質問】

リレーも駅伝も、「または、登録メンバー全員が同一学校に在籍している場合に限り、地域クラブ活動の所属で参加することができる。」の文章がひとつの条件としたとき、地域クラブ活動の登録メンバーが全員、同一学校に在籍していればすべて認められると考えて良いか。

この質問を読む限り基本的な考えとして認められます。

次の例の場合も認められるのか。

A中学校は部活動の陸上部（駅伝部）があり、リレー（駅伝）も出場する予定。BクラブチームはA中学校の陸上部（駅伝部）に所属していない生徒だけで構成されている。この場合、A中学校陸上部（駅伝部）もBクラブチームもリレー（駅伝）には参加できると考える。

大切なのは勝利至上主義のために選ばれた・選んだ編成にならないこと。地域移行を進めている場合など、上の例のように学校とクラブ両方に所属するケースは発生します。どちらかで選手をまとめた方がチーム編成としてのメリットはあるでしょうが、このケースも学校・クラブの両方が参加できます。

細則の中で、「ただし、複数の中学校から選手を選抜等によって編成されたチームは除く。」の後ろに、「または、登録メンバー全員が同一学校に在籍している場合に限り、地域クラブ活動の所属で参加することができる。」が記載されている。条件としてかかっていないため、そう捉えることができる。

「ただし、複数の中学校から選手を選抜等によって編成されたチームは除く。」が文章の最後にあるか、または、「または、登録メンバー全員が同一学校に在籍している場合に限り、地域クラブ活動の所属で参加することができる。」の文章がなければ、10/25付メールでいただいた内容で理解できるが、現在の細則はそうはなっていない。

日本中体連事務局で陸上競技の中村競技部長と確認した内容をお送りします。各ブロックの競技部長とも競技部内で確認済みです。

令和7年度 地域クラブ活動大会参加の特例細則について
(公財) 日本中学校体育連盟への質問事項

大分県中学校体育連盟

○バスケットボール競技

- ① A 地域クラブ活動（地域移行のモデル地区、自治体主導の地域クラブ活動）
B 中学校（バスケ部が存在）と C 中学校（バスケ部は無）の生徒が所属、
A 地域クラブ活動は出場できない？

競技部回答

※学校単位の解釈→学校に部活動がある、ないに関わらず、バスケットボール部の学校単位という意味は、その中学校に所属する生徒の所属先が一つになっていれば大会参加が認められます。部活動であれ、地域クラブ活動であれ、所属する学校の生徒全員が一つの所属先にまとまっていることが条件になります。地域クラブ活動の場合、それを構成する学校数に制限は設けません。ただし、構成する学校の生徒（バスケットボール大会に参加を希望する）全員が参加していることが条件です。

①のケースはB中学校所属でバスケットボール大会に出場したい生徒全員と、C中学校所属でバスケットボール大会に出場したい生徒全員が一つの地域クラブ活動に参加をしているのであれば、大会に出場することは可能です。

※A地域クラブ活動に参加していない、中学校（所属校B・C中学校）の【一部の生徒】が、他の地域クラブ活動（仮にB地域クラブ活動とする）に参加する場合には、【一部の生徒】が関連するA地域クラブ活動・B地域クラブ活動共に出場は認められません。

- ・A地域クラブ活動・B地域クラブ活動共に一部の生徒が選抜されたチームであるため。
- ・B中学校は単独校の部活動としてならば、大会に参加することは出来ます。
- ・C中学校は部活動がないため、単独校の部活動として大会出場は出来ないため、大会に出場することができません。

- ② D 地域クラブ活動（地域移行のモデル地区、自治体主導の地域クラブ活動）
C 中学校（部活動無）と E 中学校（部活動無）の生徒が所属
D 地域クラブ活動は出場できる。

競技部回答

①と同様に、C中学校に所属するバスケットボール大会に参加したい生徒全員と、E中学校所属でバスケットボール大会に出場したい生徒全員が一つの地域クラブ活動に参加をしているのであれば、大会に出場することは可能です。

※D地域クラブ活動に参加していない、中学校（所属校C・E中学校）の【一部の生徒】が、他の地域クラブ活動（仮にB地域クラブ活動とする）から参加する場合には、【一部の生徒】が関連するD地域クラブ活動・B地域クラブ活動共に出場は認められません。

- ・D地域クラブ活動・B地域クラブ活動共に一部の生徒が選抜されたチームであるため。
- ・C・E中学校は部活動がないため、単独校の部活動として大会出場は出来ないため、大会に出場することができません。

③ F 地域クラブ活動（地域移行の受け皿）

C 中学校（部活動無）と E 中学校（部活動無）の生徒が所属

F 地域クラブ活動は出場できる。

競技部回答

C 中学校に所属するバスケットボール大会に参加したい生徒全員と、E 中学校所属でバスケットボール大会に出場したい生徒全員が一つの地域クラブ活動に参加をしているのであれば、大会に出場することは可能です。

※ F 地域クラブ活動に参加していない、中学校（所属校 C・E 中学校）の【一部の生徒】が、他の地域クラブ活動（仮に B 地域クラブ活動とする）から参加する場合には、【一部の生徒】が関連する F 地域クラブ活動・B 地域クラブ活動共に出場は認められません。

- ・ F 地域クラブ活動・B 地域クラブ活動共に一部の生徒が選抜されたチームであるため。
- ・ C・E 中学校は部活動がないため、単独校の部活動として大会出場は出来ないため、大会に出場することができません。

※ただし、A 地域クラブ活動は、令和 6 年度までに中体連主催大会への参加実績があれば日本中学校体育連盟へ相談後（相談は、日本中学校体育連盟事務局でいいのか、競技部なのか？）大会参加可、令和 7 年度新規申請は大会参加不可。という認識でよかったか確認させてください。また、A 地域クラブ活動で、相談して認められないケースがあれば教えてほしい。（会議で、バスケット部長がルール違反をしている県が数県あるといった趣旨を発言されていました。このチームは相談しても認められないのかなと思い、どのような内容のチームがルール違反と発言されていたのか知りたい。もしくは、該当県中体連事務局に既に連絡して、出場停止等を含めた指導をしているということであれば、わからなくてもこちらの不安は無くなります。）

競技部回答

令和 6 年度にバスケットボール競技部が細則に則っていないと判断したケースは、地域クラブ活動の構成に、学校内の一部の生徒が部活動から、一部の生徒が地域クラブ活動から出場したケース、及び、学校内の一部の生徒が A 地域クラブ活動から、一部の生徒が B 地域クラブ活動から出場したケースです。これらのケースは、都道府県中学校体育連盟と都道府県中学校体育連盟バスケットボール部の協議がなされないまま出場となっています。理由としては、教育委員会が認めたからや、都道府県中学校体育連盟バスケットボール部に確認がなされないまま出場を許可したなど様々ですが、昨年度の出場が許されるものではないため、昨年度出場していたからと言って、今年度の出場を認めることは出来ません。

ただし、都道府県の実情を考え、細則に則っていなくとも、都道府県予選までの出場に関しては認めたケースがあります。（富山県・青森県等）。その場合も、細則に則っていないチームに敗退したチームがあることから出場を推奨するものではありません。また、所属都道府県以外への影響も考え、ブロック大会以上への出場は昨年度の出場に関わらず許可できません。

令和7年度 地域クラブ活動大会参加の特例細則について
(公財) 日本中学校体育連盟への質問事項

長崎県中学校体育連盟

いつも大変お世話になっております。

さて、標記の件につきまして、10/23付「バスケットボール部細則質問への回答」について質問があります。

- (1) 大分県中学校体育連盟への回答の中で、下記の黄色部分の下線部の意味はどういうことか？
例えば、A中学校には部活動のバスケットボール部があるが、A中学校の生徒が一人でもクラブチームに所属していたら、部活動であるA中学校バスケットボール部も中体連主催大会に出場できないということか。(そうなると部活動の参加まで制限することになる)

競技部の回答

上記の場合、A中学校の一部の生徒(一人でも)が、他の地域クラブ活動に参加している場合は、その地域クラブ活動の出場は認められません。ただし、A中学校が単独校として大会に出場することは可能です。

「部活動であれ」という表現は、部活動がある学校も部活動がない学校もと理解して頂ければ幸いです。説明が不十分で申し訳ありません。

【大分県中学校体育連盟への回答】

- ① A 地域クラブ活動(地域移行のモデル地区、自治体主導の地域クラブ活動)
B 中学校(バスケ部が存在)と C 中学校(バスケ部は無)の生徒が所属、
A 地域クラブ活動は出場できない？

競技部回答

※学校単位の解釈→学校に部活動がある、ないに関わらず、バスケットボール部の学校単位という意味は、その中学校に所属する生徒の所属先が一つになっていれば大会参加が認められます。部活動であれ、地域クラブ活動であれ、所属する学校の生徒全員が一つの所属先にまとまっていることが条件になります。地域クラブ活動の場合、それを構成する学校数に制限は設けません。ただし、構成する学校の生徒(バスケットボール大会に参加を希望する)全員が参加していることが条件です。

①のケースはB中学校所属でバスケットボール大会に出場したい生徒全員と、C中学校所属でバスケットボール大会に出場したい生徒全員が一つの地域クラブ活動に参加をしているのであれば、大会に出場することは可能です。

※A地域クラブ活動に参加していない、中学校(所属校B・C中学校)の【一部の生徒】が、他の地域クラブ活動(仮にB地域クラブ活動とする)に参加する場合には、【一部の生徒】が関連するA地域クラブ活動・B地域クラブ活動共に出場は認められません。

- ・A地域クラブ活動・B地域クラブ活動共に一部の生徒が選抜されたチームであるため。
- ・B中学校は単独校の部活動としてならば、大会に参加することは出来ます。
- ・C中学校は部活動がないため、単独校の部活動として大会出場は出来ないため、大会に出場することができません。

兵庫県からの質問

兵庫県の X 市においては令和 8 年度からの地域クラブ活動完全移行に向けて、さまざまな動きが出てきています。

その中で、中学校に部活動は存続しているが、その部活動から移行した団体として立ち上げた地域クラブ活動が併存している例がございます。

令和 6 年度入学の生徒（保護者）に対しては、2 年後の令和 8 年に部活動は廃止となる旨を説明した上で、部活動か地域クラブ活動かを選択できるようにしているとのこと。

令和 7 年の総体、令和 8 年の総体（それにかかる全国中学校大会）においては、A 中学校の部活動と A 中学校の部活動から移行した地域クラブ活動（A 中学校以外の B 中学校や C 中学校の生徒の入部も想定される）が並行して試合に出場する可能性があります。

本件、部活動の地域移行の過渡期に際して、やむを得ないものを捉えているのですが、全中大会への参加には問題ないでしょうか。先日提示されたバスケットボール競技部細則を踏まえてご質問いたします。

どうぞ、よろしくお願いします。

競技部からの回答

令和 7 年度の細則で示す学校単位という文言は、バスケットボール大会に参加を希望する所属校の生徒全員が一つの所属先（部活動・合同チーム・拠点校・地域クラブ活動）にすることを示しています。このため、A 中学校の部活動と A 中学校の部活動から移行した地域クラブ活動が並行して大会に参加することは出来ません。地域クラブ活動が何校で構成されていても問いません。ただし、その地域クラブ活動を構成している学校の一部の生徒が、他の地域クラブ活動に参加することは認められません（選抜チームを防ぐため）バスケットボールに関しては学校毎に所属する地域クラブ活動の一つにまとめることが必要です。

令和6年度京都府中学校総合体育大会における 地域クラブ活動の参加資格の特例について

令和6年5月

「京都府中学校総合体育大会開催基準 参加資格の特例」に以下を追加し、参加資格とする。

◎地域クラブ活動に所属する中学生

- (1) 地域クラブ活動に所属し、京都府中学校体育連盟に参加を認められた生徒であること。
- (2) 京都府中学校総合体育大会(以下「京都府総体」という。)に参加を希望する地域クラブ活動は以下の条件を具備すること。

① 京都府総体の参加を認める条件

- ア 京都府中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
- イ 生徒の年令及び修業年限が我が国の中学校と一致していること（京都府内の中学校に在籍している生徒であること）。
- ウ 地域クラブ活動にあっては、日常継続的に（公財）日本スポーツ協会（加盟団体）公認の指導資格を有する20歳以上の指導者のもと、京都府内で適切に指導が行われていること。
- エ 『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』（令和4年12月スポーツ庁・文化庁発出）の「Ⅱ新たな地域クラブ活動」を遵守していること。
- オ 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは（公財）京都府スポーツ協会の加盟団体に登録されていること。かつ同じ内容で京都府中学校体育連盟に登録していること（登録費については、京都府中学校体育連盟の方針による）。※京都府中学校体育連盟への登録手続きは、所定の申請書を期限までに提出すること。必要に応じて、ヒアリング等を実施したうえで、登録の可否を判断する。
- カ 京都府中学校体育連盟主催大会における全ての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。
- キ 地域クラブ活動で大会に参加する場合、同一大会内では、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。

② 京都府総体に参加した場合に守るべき条件

- ア 大会の開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
- イ 大会参加に際して、地域クラブ活動においては、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に参加するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。
- ウ 大会開催に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。
- エ 団体競技における地域クラブ活動名での出場は1チームのみとする（複数のチームの参加は認めない）。
- オ 大会においては、ベンチに入る指導者には資格を有する者（取得見込みの者）が含まれること。

③ 参加を認めない場合

ア 登録に際して、申請書に虚偽の記載があった場合は、大会参加資格を取り消す。大会参加後であった場合は大会結果を取り消すこととする。また、以後の大会参加は認めない。

※1 この特例は、令和5年4月1日より適用する。(令和5年1月30日理事会にて承認)

※2 この特例は、競技部ごとに大会参加に関する細則を加えることができる。

※3 この特例は、今後も検討を続けていく。

※4 (2)②イ(引率細則は適用する)削除(令和5年5月2日一部改正)

※5 地域クラブ活動に名称を統一(令和6年5月1日)

令和7年度京都府中学校総合体育大会における地域クラブ活動の参加資格の特例について

令和7年1月

「京都府中学校総合体育大会開催基準 参加資格の特例」に以下を追加し、参加資格とする。

◎地域クラブ活動に所属する中学生

- (1) 地域クラブ活動に所属し、京都府中学校体育連盟に参加を認められた生徒であること。
- (2) 京都府中学校総合体育大会(以下「京都府総体」という。)に参加を希望する地域クラブ活動は以下の条件を具備すること。

① 京都府総体の参加を認める条件

- ア 京都府中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
- イ 生徒の年齢及び修業年限が我が国の中学校と一致していること（京都府内の中学校に在籍している生徒であること）。
- ウ 地域クラブ活動にあっては、日常継続的に（公財）日本スポーツ協会（加盟団体）公認の指導資格を有する20歳以上の指導者のもと、京都府内で適切に指導が行われていること。
- エ 『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』（令和4年12月スポーツ庁・文化庁発出）の「Ⅱ新たな地域クラブ活動」を遵守していること。
- オ 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは（公財）京都府スポーツ協会の加盟団体に登録されていること。かつ同じ内容で京都府中学校体育連盟に登録していること（登録費については、京都府中学校体育連盟の方針による）。※京都府中学校体育連盟への登録手続きは、所定の申請書を期限までに提出すること。必要に応じて、ヒアリング等を実施したうえで、登録の可否を判断する。
- カ 京都府中学校体育連盟主催大会における全ての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。
- キ 地域クラブ活動で大会に参加する場合、同一大会内では、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。

② 京都府総体に参加した場合に守るべき条件

- ア 大会の開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
- イ 大会参加に際して、地域クラブ活動においては、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に参加するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。
- ウ 大会開催に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。
- エ 団体競技における地域クラブ活動名での出場は1チームのみとする（複数のチームの参加は認めない）。
- オ 大会においては、ベンチに入る指導者には資格を有する者（取得見込みの者）が含まれること。

③ 参加を認めない場合

ア 登録に際して、申請書に虚偽の記載があった場合は、大会参加資格を取り消す。大会参加後であった場合は大会結果を取り消すこととする。また、以後の大会参加は認めない。

※1 この特例は、令和5年4月1日より適用する。(令和5年1月30日理事会にて承認)

※2 この特例は、競技部ごとに大会参加に関する細則を加えることができる。

※3 この特例は、今後も検討を続けていく。

※4 (2)②イ(引率細則は適用する)削除(令和5年5月2日一部改正)

※5 地域クラブ活動に名称を統一(令和6年5月1日)

令和7年度京都府中学校総合体育大会における地域クラブ活動の参加特例について【地区中体連 調査】						
順	地区 (ブロック)	1 地域クラブ活動の参加について (希望)	1 の理由	2 「地域移行モデル地区」や、自治体主体で地域移行を進めるために発出した地域クラブ活動」、「地域移行の受け皿」となっている地域クラブ活動」がある。	2で「ある」と答えた人のみ 次年度、府中体連への登録の可能性はあるか等の実態について御記入ください。	地域クラブ活動の特例について、各 地区・ブロックで上がっている課題や要望
①	京都市	京都府総合体育大会	近畿中体連でも、県跨ぎを認めていない。地区・ブロックからとなると、地区・ブロック跨ぎを整理する必要があるが出てくるが、課題が多過ぎて府内に通う全ての中学生にとって良くないと思われる。数年先の状況もわからなくな中なので、特例初年度に確認した通り、次年度も進めるのが望ましいと考える。	ある	昨年度、登録をしている団体の他に、次年度の登録に向けた情報は握めていない。	地区・ブロック大会から認めて欲しいという専門部と、そうではない専門部に分かれている。種目の特性を考慮し、種目別に認めて欲しいという声もあるが、それは出来ないかと返答している。
②	乙訓 (山城)	京都府総合体育大会	地区の大会からとなると地域のクラブチーム数によって試合数の増加など運営側が掌握するのが困難となる。	ない		どの専門部からも地区大会からのクラブチームの参加の要望はない。
③	宇治 (山城)	京都府総合体育大会	・地区からにすると参加できない学校や生徒が出てくる可能性がある。 ・現時点では地域クラブの数は少ないと思うが今後増えてくるとなると、地区大会の会期内（2日間）でおさまらない可能性がある。	ない		
④	城久 (山城)	京都府総合体育大会	地区大会を開催する上で、今の形を大きく変えることは地区中体連の各種目専門部に大きな負担となる。このことは働き方改革に逆行していると言える。 また、上位大会を地域クラブが独占することを防ぐことにもつながる。現状、部活動時間の大幅な短縮で競技力は低下しており、地域クラブが地区大会から出場することは、中学校部活動の衰退を加速させる要因になると予想される。	ない		一部の種目では、地域クラブと部活動で選手の取り合いになりそうな動きはあるが、今のところ目立った動きはない。
⑤	綴喜 (山城)	判断が難しい	京田辺市の部活動地域移行（土日）が今年度11月より試行（剣道・バドミントン）その後1月にも種目が追加され順じ増えていく。R8の8月以降で土日の地域移行が全種目で行われる見通しという連絡がきています。そうなると地域移行の時期や形態が各種目によって不透明で今のところ地区中体連との連携がまだ不十分というのが現状です。	ある	今年度11月から試行されるので、来年度から可能性はありますが、不透明です。	
⑥	相楽 (山城)	京都府総合体育大会	地区・ブロック大会において、参加チーム数がこれ以上増えると日程が消化できなくなるため	ない		
⑦	亀岡 (口丹波)	京都府総合体育大会	地区大会の会場・日程の調整が困難である。地区大会は場合によっては選手の二重登録を認めたいため。	ない		
⑧	南船 (口丹波)	京都府総合体育大会	①試合日数が増加することで、日程消化ができなくなる。またそれに伴い施設使用料等の費用が増加する。 ②生徒がクラブチームから出場すると、部活動の人数が足りなくなり、ブロック大会が成り立たなくなる。 ③どちらからでるかで分断を迫るような選択を子どもにさせるのは酷。トランプルも予想される。	ない		今年度のやりかた（内々でのブロック裁量）で、人口の少ない地区は救われている。もし二重登録なし・クラブチームがブロック大会から出場となると、部活は存在するけれども規定人数に満たず大会に出場できないということになってしまう。

順	地区 (ブロック)	1 地域ク ラブ活動の大 会について (希望)	1 の理由	2 「地域移行モデル地区 や、自治体主体で地域移行 を進めるために発足した地 域クラブ活動」、「地域移 行の受け皿となっている地 域クラブ活動」がある。	2で「ある」と答えた人のみ 次年度、府中体連への登録の可能 性はあるか等の実態について御記 入ください。	地域クラブ活動の参加資格の特例について、各 地区・ブロックで上がっている課題や要望
⑨	綾部 (中丹)	京都府総合 体育大会	現段階でも中丹大会、綾部市大会に出場できるチーム数は減ってきている 現状がある。地区・ブロック大会から地域クラブも参加可となると、さら に減少する可能性もある。 また、どうしても少ない顧問で大会運営することになり、地域クラブから 出てくる役員も中心になって携わっていただく必要があるが、その打ち合 わせ（顧問会等）の設定の難しさを感じる。	ある	可能性なし	休日の部活動から地域移行を進めようと動い ている。今年度は陸上競技とバレーボールを市教 委主導で地域クラブを發足した。しかし、参加 人数が集まらず、団体競技での大会出場は今後 も難しいと考えている。
⑩	福知山 (中丹)	京都府総合 体育大会	1 地域クラブ活動が地区・ブロックから参加するならば、地区・ブロッ ク中体連への登録になると考える。4月は地区・ブロック中体連の組織が 変わったりと、年度当初の業務に追われたりしているため、地域クラブ活動 からの問い合わせや提出書類の確認等を含む受け入れ体制を整えることが 困難であると思われる。 2 1の理由から京都府総体からの参加を希望する。 3 ブロックにおいても各市の状況を踏まえ、市教委主導で地域移行を進 めている。ただ、地域における指導者不足、生徒の輸送、過程の経済的負 担等の諸事情により、思うように進んでいないのが実情である。今夏、ブ ロックから府総体に出場したクラブチームはバレーボール1チームのみで あることから、クラブチームが地区予選から参入していただくことは現実的で はないと考える。	ある	1 可能性はある。 2 競技種目としては、サッカー が考えられる。	1 府中体連ホームページにソフテニスの専 門部細則が掲載されている。他の専門部には細 則があるのかないのかと聞かれることがよくあ る。あるのかないのかもよくわからないため、 各専門部における細則があるならば地区・ブ ロック中体連としても把握しておきたい。
⑪	舞鶴 (中丹)	京都府総合 体育大会	人数がギリギリのところで開催している学校・部活動があり、R7年度に 地区・ブロック大会から地域クラブが出場できるとなると、そちらに人員 が流れ、体制上混乱が起きると懸念されるため。	ある	今は学校部活動が主となっていて ため、大会出場は学校から行うと ころがほとんどであるが、今年度 もすでに中体連に登録をしている クラブはあり、バレーボールに関 しては地域クラブからの出場が多 くなっている（シンシア、舞 鶴相和、大井ヤング）。次年度は そこに加えて京都ウィンズ、兵庫 VCなども地域クラブから参加し てくると予想される。また、舞鶴 相和については強制ではないが、 学校の部活動自体も退部し、練習 行っている。	特例に関しては特にないが、現在舞鶴市として も地域移行を進めている最中である。舞鶴市は 市としても令和8年度2学期より休日部活動は地 域で実施する方向で考えているので、令和9年度 から「地区・ブロック大会から参加」になると ありがたい。したがって、地区・ブロック大会 から参加できるようになるのがいつになるかとす いこうことを示していただくと動きが作りやす くなると感じている。

順	地区 (ブロック)	1 地域ク ラブ活動の 参加する大 会について (希望)	1 の理由	2 「地域移行モデル地区 や、自治体主体で地域移行 を進めるために発足した地 域クラブ活動」、「地域移 行の受け皿となっている地 域クラブ活動」がある。	2で「ある」と答えた人のみ 次年度、府中体連への登録の可能 性はあるか等の実態について御記 入ください。	地域クラブ活動の参加資格の特例について、各 地区・ブロックで上がっている課題や要望
⑫	与謝 (丹後)	京都府総合 体育大会	本地域では生徒数の減少に伴い、部活動においても大会参加規定人数前後の部活動がほとんどである。大会参加規定人数に満たない部活動については複数校合同チームを編成し、大会に参加している。地区・ブロック大会から地域クラブ活動が参加した場合、さらに現在の状況が進み、各校部活動での大会参加が難しくなることが予想されるため。	ある	宮津中学校で「陸上競技」、栗田中学校で「ソフトテニス」が宮津市教育委員会と連携し、地域移行に向けた地域クラブ活動を試験的に実施している。しかし、次年度、府中体連への登録の可能性はない。	令和6年度地域クラブ活動の京都府中学校総合体育大会への参加について【Q&A】の中にあるQ7の※「地区・ブロック大会において、部員数不足により、単独でチーム編成が出来ない中学校が複数校合同チーム等の措置を講じられない状況にある場合は、地区・ブロック中体連で検討の上、選手に対して、学校部活動と地域クラブ活動の二重登録を認める場合もある。京都府総体ではいかなる場合も認めない。」については、次年度も継続を要望する。本地域の現状からは、考ええると、大会参加ができない生徒が出てくる。
⑬	京丹後 (丹後)	京都府総合 体育大会	学校部活動として出場できる学校が減り、一度の出場（参加）の機会もな く最後の大会を終えてしまう生徒が出てくる可能性があるため。	ない		上記1の理由から、特例の（2）①キ にある「同一大会内」については、これまで通りの認識をお願いしたい。 ・地区・ブロック大会において、部員数不足により、単独でチーム編成が出来ない中学校が複数校合同チーム等の措置を講じられない状況にある場合は、地区・ブロック中体連で検討の上、選手に対して、学校部活動と地域クラブ活動の二重登録を認める場合もある。京都府総体ではいかなる場合も認めない。 (地域クラブ活動の京都府中学校総合体育大会への参加について【Q&A】のQ7のAより)

専門部		要望	回答 (案)
1	軟式野球	※細則あり 別紙確認	承認
2	ソフトボール	※専門部細則は現時点ではないが、近畿中体連ソフトボール専門部の細則次第では近畿の専門部に準じる (10月～11月に会議予定)	適宜対応
3	バレーボール		
4	バスケットボール		
5	ソフトテニス	※細則あり 別紙確認	現時点では承認するが、各地区の部活動の状況等によっては、柔軟に対応する。
		「在籍校にソフトテニス部がある場合は中学校部活動からの出場」する細則の継続	現時点では承認するが、各地区の部活動の状況等によっては、柔軟に対応する。
		京都府総体からの出場の継続	承認
6	卓球		
7	水泳競技	①全中予選です、全中に準ずる。 ②クラブチームの府中体連への登録申請締め切りが令和 6 年度は 4 月 23 日だったので、府大会エントリー 1 週間前までに延長をお願いしたい。 →エントリーの時に、学校の先生も外部指導者も引率できない学校が複数でてきて、直前にスイミングクラブをお願いする場合を想定している。 →今年は、学校も外部指導者もスイミングクラブも引率できなく、出場できなかった選手がいた。	エントリーを後にすることはできない。選手が出場する可能性が大会チームは、とりあえずは、4 月の時点に登録を済ませてもらう。

	専門部	要望	回答(案)
8	陸上競技		
9	柔 道		
10	剣 道	※細則あり 別紙確認	承認
11	相 撲		
12	サッカー	競技ごとに地区・ブロック大会からの出場も検討してほしい	検討を続ける。各地区・ブロック専門委員長より、各地区・ブロック中 体連へ提案してもらう。その上で、案を地区・ブロックが考え、府へ提案 する。
13	ハンドボール		
14	バドミントン		
15	体操競技		
16	ラグビー		
17	テニス		
18	ホッケー		
19	スキー		
20	スケート		

京都府中学校体育連盟主催軟式野球競技大会への
地域クラブ活動の大会参加の特例について
～軟式野球競技部 細則（案）～

令和7年3月

京都府中学校体育連盟軟式野球専門部

「京都府中学校総合体育大会開催基準 参加資格の特例」に以下を追加し、参加資格とする。

◎地域クラブ活動に所属する中学生

（１）地域クラブ活動に所属し、京都府中学校体育連盟または京都府内各地区・ブロック中学校体育連盟軟式専門部に参加を認められた生徒であること。

（２）京都府中学校体育連盟主催軟式野球競技大会に参加を希望する地域クラブ活動は以下の条件を具備すること。

①京都府中学校体育連盟主催軟式野球競技大会の参加を認める条件

ア 京都府中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。

イ 生徒の年令及び修学年限が我が国の中学校と一致していること（京都府内の中学校に在籍している生徒であること）。

ウ 地域クラブ活動にあつては、日常継続的に（公財）日本スポーツ協会（加盟団体）公認の指導資格を有する20歳以上の指導者のもと、京都府内で適切に指導が行われていること。

エ 『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』（令和4年12月スポーツ庁・文化庁発出）の「Ⅱ新たな地域クラブ活動」を遵守していること。

オ 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは（公財）京都府スポーツ協会の加盟団体に登録されていること。かつ同じ内容で京都府中学校体育連盟に登録していること（登録費については、京都府中学校体育連盟の方針による）。※京都府中学校体育連盟への登録手続きは、所定の申請書を期限までに提出すること。必要に応じて、ヒアリング等を実施したうえで、登録の可否を判断する。

カ 京都府中学校体育連盟主催大会における全ての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。

キ 地域クラブ活動で大会に参加する場合、同一大会（府ブロック予選の段階から）では、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。

ク 同一人が複数チームの代表者・監督・コーチ・指導者となれない。

②京都府総体に参加した場合に守るべき条件

ア 大会の開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。

イ 大会参加に際して、地域クラブ活動においては、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること（引率細則は適用する）。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に参加するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。

ウ 大会参加に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。

エ 軟式野球競技における地域スポーツ団体での出場は1チームのみとする（複数チームの参加はできない）。

オ 大会においては、ベンチに入る指導者には資格を有するもの（取得見込み者）が含まれること。

③参加を認めない場合

ア 認定の申請に際して、申請書に虚偽の記載があった場合は、大会参加資格を取り消す。大会参加後であった場合は大会結果を取り消すこととする。また、以後の大会参加は認めない。

（3）京都府中学校体育連盟主催軟式野球競技大会の参加にかかわる特記事項

ア 大会参加は京都府中学校総合体育大会（京都府大会）からとする。

イ 京都府中体連軟式野球専門部とスムーズな連携、連絡調整が可能となるよう地域クラブ活において代表者を決定すること。

ウ 大会参加において1枠の参加とし、決定の時期については京都府総体の各ブロック予選と同時期の7月上旬から予選を行い決定すること。

エ 全日本少年軟式野球大会（全国大会）に出場するチーム、代表者、監督、コーチ、選手の参加は認められない。

オ 同一人が複数チームの代表者・監督・コーチ・指導者となれない。

カ 選手登録については京都府中学校総合体育大会（京都府大会）が開催されるブロックより送付される選手登録用紙の提出を行うこと。その際、大会参加の注意事項を遵守すること。

キ 京都府中学校体育連盟の目的や活動を尊重することが参加条件であり、勝利至上主義等のチーム編成など、目的の異なる団体の参加は認められない。京都府中学校体育連盟の目的や活動を十分に理解して登録を行うこと。

ク 代表者・監督・コーチ・指導者は全て20歳以上とする。また、ベンチ入場者（代表者、監督・コーチ）のうち最低1名は、（公財）日本中学校体育連盟軟式野球競技部が示している以下の資格のいずれかの保有を必須とする。

①日本スポーツ協会公認コーチ1（軟式野球）

②日本スポーツ協会公認コーチ3（軟式野球）

③BFJ 公認野球指導者基礎1（U-15）

ケ 大会運営、審判員派遣の依頼に対応できる人員を確保し、審判員については「一般財団法人全日本野球協会 アマチュア野球規則委員会公認3級審判員」以上の保有を必須とする。

※1 この軟式野球競技細則は、令和5年4月1日より適用する。

※2 この軟式野球競技部細則は、今後も検討を続けていく。

以下、「地域クラブ活動」とは、全国中学校体育大会に地域クラブ活動として出場するために、
京都府中学校体育連盟に団体登録を行う団体を示すものとする。
また、「中学校」とは、義務教育学校の後期課程を含むものとする。

(1) 地域クラブ活動の京都府総体への参加については次のように定める。

- ① 中体連の活動や本大会の目的を踏まえ、勝利至上主義の活動・参加とならないように十分に留意すること。
- ② 参加する地域クラブ活動においては、本大会に出場するために設立されたものではなく、「地域」における継続的なスポーツ活動を確保しようとする目的のものであること。

(例)

- ・「地域移行モデル地区や自治体主導で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動」
- ・「地域移行の受け皿となっている地域クラブ活動」
- ・在籍校に部活動が無いなどの状況に対応して、「地域」における継続的なスポーツ活動を確保しようとする目的のものであること。

※在籍校にソフトテニス部が有る場合は中学校部活動からの出場となります。

(2) 京都府総体での出場枠数は、団体戦 1 チーム (全競技共通)、個人戦 1 ペア とする。

※個人戦のペア数については、登録数によって、専門部で検討し、変更する場合がある。

(3) 大会について、生徒の地域クラブ活動・中学校部活動での二重登録は認めない。

(4) 団体は次の条件を満たすものとする。

- ① 全国中学校体育大会開催基準、全国・近畿・京都府の大会参加資格の特例についての細則を満たし、京都府中学校体育連盟 (以下 京都府中体連) に登録していること。

※京都府ソフトテニス連盟への別途登録手続きは不要 (補足参照)

- ② 地域クラブ活動には、必ず (公財) 日本スポーツ協会公認の「コーチ 1」以上の資格を有する者が在籍しており、大会においてベンチ入りする者はその資格保有者であること。※取得見込み可

(5) その他

- ① 生徒は年度途中に中学校部活動や地域クラブ活動の間で移籍した場合、原則その年度内はこの特例が適用される大会への出場はできないので注意すること。
(年度当初の全国大会の予選となる大会開催前は除く)
- ② 監督・コーチは年度内は、複数の地域クラブ活動や中学校部活動で全国大会やその予選となる近畿総体および各都道府県内の大会に参加することはできないので注意すること。

＜補足＞

（１）団体登録について

- ・京都府においては、京都府中体連に中学生が登録した時点で、「京都府ソフトテニス連盟への登録」が完了する事になる。
- ・「日本ソフトテニス連盟への登録」と「京都府ソフトテニス連盟への登録」は別のものである。
- ・「日本ソフトテニス連盟への登録」とは、日本ソフトテニス連盟ＨＰの登録システムからの「連盟登録」であり、こちらへの登録を希望する場合は各チームでまとめて行う。
- ・都道府県ソフトテニス連盟への登録制度は、都道府県ごとに異なるので注意すること。

（２）大会出場に向けての手順など（※Ｒ７年度 予定）

- ① 京都府中体連に期日までに団体登録をする（期日は京都府中体連が定める）
- ② 代表者は、京都府総体に出場のことを、京都府ソフトテニス専門委員長に伝える。～ ４／２３（水）
〔 連絡先：京都府ソフトテニス専門委員長 上田竜次（京都市立二条中学校）０７５-８２１-１１９６ 〕

※転勤などによって連絡先が変わる場合があります

- ③ 京都府地域クラブ活動代表者会議に出席する。

日時： ５／２（金） １８：００～ 京都市立二条中学校 いきいき交流ルーム 予定

※詳しいことは出席予定者に連絡します

- ④ ５／２（金）の会議において京都府地域クラブ活動の代表者を決め、代表者は６月末日までに、京都府総体への出場チーム・ペアを決める選考会を開催する。

※この大会は中体連の主催ではないので注意すること

- ⑤ 選考会結果（参加選手がわかるものを含むこと）を、京都府ソフトテニス専門委員長に連絡する。

- （３） 地域クラブ活動は、中体連主催の大会においては、その大会要項・運営については中体連に一任するものとする。

（４）その他

- ① 本細則は、夏の京都府総体（７月）に関するものであり、それ以外の中体連主催大会などには適用されない。

※丹後・中丹・口丹波・京都市・山城 の各地区で開催される中体連主催の各大会、

または、京都府中体連ソフトテニス専門部が主管する大会（１１月の京都府新人大会など）には、地域クラブ活動からの出場はできません。

- ② 前年度の京都府新人大会で、次年度の京都府総体やその予選大会のシード権を得た生徒が、新年度に地域クラブ活動として京都府総体に出場する場合、そのシード権の取り扱いについては専門部で検討し、決定する。

令和7年度 京都府中学校総合体育大会 剣道の部

地域クラブ参加資格競技細則

作成：京都府中学校体育連盟剣道専門部

1. 京都府中学校体育連盟発出の「地域クラブ活動の参加資格の特例について」に準ずる
2. 剣道の部の参加資格は、日本中学校体育連盟剣道競技部発出の細則に準ずる。
※団体戦については、「地域移行モデル地区や自治体主導で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動」、又は「地域移行の受け皿となっているクラブ活動」とする。
3. 府総体における地域クラブ活動の出場枠は、団体戦は男女各1チーム、個人戦は男女各4名とする。
4. 京都府中学校体育連盟に参加申請をした地域クラブの指導者が中心となり、府総体に出場する選手の選考会を7月中旬までに実施する。実施後速やかに、結果を剣道専門部に報告する。
5. 参加申請をした地域クラブ活動の指導者は、剣道専門部主催の審判講習会に必ず1名以上参加する。
6. 府総体に出場する地域クラブ活動の監督、又は引率者は、府総体当日に審判など役員としての仕事を行う。

7 京中体連第 号
令和 7 年 1 月 日

(公財) 京都府スポーツ協会
当該競技団体 代表者 様

京都府中学校体育連盟
会 長 杉本 清彦
【公印省略】

令和 7 年度京都府中学校総合体育大会への参加資格の特例について（依頼）

新春の候 皆様におかれましてはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素から、本連盟に対しまして、格別の御理解・御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、(公財) 日本中学校体育連盟より、令和 6 年 10 月 11 日付け「令和 7 年度全国中学校体育大会地域クラブ活動の参加の特例競技部細則」が新たに通知され、今年度も条件に違いはあるものの全競技において、地域クラブ活動の大会参加が認められます。これを踏まえ、京都府中学校体育連盟（以下「京都府中体連」という。）では、京都府中学校総合体育大会（以下「京都府総体」という。）への参加資格の特例を策定し、令和 7 年度大会において適用いたします。

つきましては、京都府総体へ参加を希望される団体（チーム）は、下記により申請していただきますようお願いいたします。

記

1 参加資格の特例について

地域クラブ活動の参加資格は、別添「令和 7 年度京都府中学校総合体育大会への地域クラブ活動の参加資格の特例について」及び別紙「令和 7 年度地域クラブ活動登録チェックリスト」に記載のとおりとし、条件を具備する団体等について大会参加を認める。

※地域クラブ活動とは、貴競技団体に加盟している団体（チーム）を指しています。

※なお、令和 7 年度は、バスケットボール、剣道（団体）、卓球（団体）については、「地域移行モデル地区や、自治体主体で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動」、「地域移行の受け皿となっている地域クラブ活動」が参加条件となっています。

2 申請から認可までの流れ

(1) 令和 7 年度京都府総体への参加を希望する地域クラブ活動は、当該競技を管轄する中央競技団体もしくは京都府競技団体に **令和 7 年 3 月 31 日まで** に登録済みであること。登録は各競技団体が定めている方法に従う。

(2) 京都府中体連に登録する。

ア 登録申請書類は、京都府中体連事務局が定めた各様式(①～⑤)により、全てデータで提出する。

※登録申請書類等は、京都府中体連のホームページに掲載

【提出書類】

- ①(様式1) 京都府中学校体育連盟登録申請書《チーム登録》
- ②(様式2) 京都府中学校体育連盟登録申請書《メンバー登録》
- ③(別紙) 令和7年度地域クラブ活動登録チェックリスト
- ④(公財) 京都府スポーツ協会加盟・登録団体 登録証・認定証のコピー
- ⑤(公財) 日本スポーツ協会(加盟団体) 公認指導者資格 登録証・認定証のコピー

※上記①～⑤のすべての書類を京都府中体連事務局へ送付してください。

イ 登録申請書類の受付期間は、**令和7年4月1日(火)～4月22日(火)**とする。(厳守)
なお、期限を過ぎたものについては、原則、受け付けない。

ウ 京都府中体連事務局において、登録申請書類を点検・精査し、登録の可否については、令和7年5月中旬の京都府中体連理事・ブロック専門委員長会議で決定する。

※登録内容に関しましては、京都府中体連理事会、専門部で共有させていただきます。

3 大会参加について

(1) 団体種目：1 枠

個人種目：専門部の設定した枠数

(2) 京都府総体出場については、貴競技団体で決定する。決定方法、決定時期については、各専門委員長と連携する。

(3) 代表チーム決定後、各専門委員長に連絡する。

4 その他

本特例は、今後も継続して検討を進めていくため、令和7年度については、現行の規定を変更することもある。

《添付書類》

- ①令和7年度京都府中学校総合体育大会への地域クラブ活動の参加資格の特例について
- ②令和7年度地域クラブ活動の京都府中学校総合体育大会への参加について【Q&A】
- ③令和7年度京都府中学校体育連盟地域クラブ活動の登録について
- ④(様式1) 京都府中学校体育連盟登録申請書《チーム登録》
- ⑤(様式2) 京都府中学校体育連盟登録申請書《メンバー登録》
- ⑥(別紙) 令和7年度地域クラブ活動登録チェックリスト
- ⑦記入例(様式1)
- ⑧記入上の注意

〈京都府中学校体育連盟 事務局〉

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府教育庁指導部保健体育課内

TEL：075-414-5862

FAX：075-414-5863

E-mail：chutairen@kyoto-be.ne.jp

URL：<https://www.kyoto-be.ne.jp/chutairen-kyoto/cms/>

京都府中学校体育連盟
加盟中学校長・顧問 様

京都府中学校体育連盟
会 長 杉本 清彦
【公 印 省 略】

令和 7 年度京都府中学校総合体育大会における地域クラブ活動の
大会参加について（お知らせ）

新春の候 皆様におかれましてはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、本連盟の諸事業に対し、御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、(公財)日本中学校体育連盟より、令和 6 年 10 月 11 日付け「令和 7 年度全国中学校体育大会地域クラブ活動の参加の特例競技部細則」が新たに通知され、令和 7 年度も地域クラブ活動の大会参加が認められることとなりました。

このような現状を踏まえ、本連盟では標記の件につきまして、下記のとおり、決定しましたのでお知らせします。

記

1 大会参加について

令和 7 年度京都府中学校総合体育大会（以下「京都府総体」という。）への地域クラブ活動の参加については、参加資格の条件を満たす団体に限り大会参加を認める。（条件については、別紙の「令和 7 年度京都府中学校総合体育大会への地域クラブ活動の参加資格の特例について」に記載）

2 地域クラブ活動の大会参加について

（1）京都府総体への地域クラブ活動の出場については、各種競技団体が決定する。枠数については、以下のとおりとなる。

団体種目：1 枠 個人種目：専門部の設定した枠数

なお、各ブロック中体連の出場枠（開催地枠を含む）は現状通りとする。

（2）大会には中学校の部活動もしくは、地域クラブ活動のどちらか一方からの出場のみ認められる。（地域クラブ活動で大会に出場した場合、中学校の部活動からの出場は認められない。その逆も同様である。）

（3）大会に参加できるのは、京都府内で適切に指導が行われ、京都府中体連に申請を行い、登録を認められた団体（チーム）である。

3 地域クラブ活動から大会に参加する生徒の把握について

地域クラブ活動から大会に参加する生徒を把握し、中学校の部活動、地域クラブ活動の両方から、京都府総体（地区・ブロック大会を含む）へ出場することがないようにする。

《添付書類》

- ①「令和7年度京都府中学校総合体育大会への地域クラブ活動の参加資格の特例について」
- ②令和7年度地域クラブ活動の京都府中学校総合体育大会への参加について 【Q&A】
- ③京都府中体連加盟中学校顧問向けリーフレット

担 当	京都府中学校体育連盟事務局長（浅野）
TEL:075-414-5862 FAX:075-414-5863	
E-mail:chutairen@kyoto-be.ne.jp	
URL : https://www.kyoto-be.ne.jp/chutairen-kyoto/cms/	

令和7年度地域クラブ活動の京都府中学校総合体育大会への参加について 【Q & A】

Q1 京都府中体連に登録するためにはどうすればいいですか。

A1 京都府中学校体育連盟のホームページより、様式をダウンロードし、必要項目を記入していただき、登録期間内に京都府中体連事務局まで送付してください。登録にはいくつかの条件がありますので、御注意ください。

【提出書類】

- ①（様式1）京都府中学校体育連盟登録申請書《チーム登録》
- ②（様式2）京都府中学校体育連盟登録申請書《メンバー登録》
- ③（別紙）令和7年度地域クラブ活動登録チェックリスト
- ④（公財）京都府スポーツ協会加盟・登録団体 登録証・認定証のコピー
- ⑤（公財）日本スポーツ協会（加盟団体）公認指導者資格 登録証・認定証のコピー

※上記①～⑤のすべての書類を京都府中体連事務局へ送付してください。

Q2 地域クラブ活動が京都府中体連に登録するためにはどのような条件がありますか。

- A2 ①京都府内の中学校に在籍する中学生を含む団体である。
- ②『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』（令和4年12月スポーツ庁・文化庁発出）を遵守している。
- ③教育活動の一環と捉え、勝利至上主義のチーム編成・活動を行っていない。
- ④日常継続的な代表者を置き、指導資格を有する指導者のもと、京都府内で適切に指導が行われている。
- ⑤当該競技を管轄する中央競技団体もしくは（公財）京都府スポーツ協会の加盟団体に登録されていること。（令和7年3月31日時点で登録済みであること）
- ⑥万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てている。

※上記のすべてを満たしていることが条件となります。

※なお、令和7年度は、バスケットボール、剣道（団体）、卓球（団体）については、「地域移行モデル地区や、自治体主体で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動」、「地域移行の受け皿となっている地域クラブ活動」が参加条件となっています。

※「地域移行モデル地区や、自治体主体で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動」、「地域移行の受け皿となっている地域クラブ活動」については、令和7年3月31日以降の競技団体への登録も認めるが、競技団体の予選会等までに登録済みであること。なお、競技団体の登録条件（時期や登録費等）に注意すること。

Q3 どのような中学生が登録できますか。

A3 京都府内の中学校に在籍している中学生

※京都府内で活動する地域クラブ活動であっても、他府県の中学校に在籍する中学生の登録はできません。近畿中体連で統一しています。

Q4 指導者に条件はありますか。

A4 ①20歳以上であること。

②暴力・体罰・セクハラ等の防止に遵守している。

③ (公財)日本スポーツ協会(加盟団体)公認の指導者資格を有する。(令和7年度取得見込み)

④大会運営に関する業務(役員・審判等)への協力が可能である。

※上記のすべてを満たしていることが条件となります。

Q5 登録費はかかりますか。

A5 令和7年度については、登録費については、不要です。しかし、令和8年度以降、登録の条件等の変更によっては、徴収する場合がございます。御了承ください。

Q6 『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』は、どこで確認できますか。

A6 スポーツ庁のホームページに掲載してあります。部活動についての活動時間や休養日、保険の加入等について記載されています。言わば、学校部活動のマニュアルとなるものです。このガイドラインを遵守していないチームの参加はできません。

Q7 学校の部活動と地域クラブ活動の両方から大会へは出場できますか。

A7 できません。「地域クラブ活動で大会に参加する場合、同一大会内では、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。」(参加資格の特例に記載)となりますので、御注意ください。

※同一大会とは、地区・ブロック大会を含む近畿・全国大会に繋がる大会のことを指す。

※地区・ブロック大会において、部員数不足により、単独でチーム編成が出来ない中学校が複数校合同チーム等の措置を講じられない状況にある場合は、地区・ブロック中体連で検討の上、選手に対して、学校部活動と地域クラブ活動の二重登録を認める場合もある。ただし、京都府総体ではいかなる場合も認めない。

Q8 京都府中学校総合体育大会に出場する際の注意点はありますか。

A8 ①京都府中体連専門部の大会運営に関する業務(役員・審判等)への協力が可能であること。

②ベンチに入る指導者には資格を有するものが含まれること。

※上記のすべてを満たしていることが条件となります。

Q9 地域クラブ活動が京都府中学校総合体育大会へは何チーム出場できますか。

- A9 現在、京都府中学校総合体育大会は京都市、山城、口丹波、中丹、丹後の5ブロックの代表チームの代表校が出場できます。令和7年度については、その5ブロックに加え、6ブロック目として、地域クラブ活動が参加できます。団体種目については、各種目の地域クラブ活動の代表1チーム、個人種目については、各専門部の設定する代表数が出場できるようになります。そのため、代表チームを選出いただいた（公財）京都府スポーツ協会の加盟競技団体につきましては、令和7年度京都府中学校総合体育大会への出場が可能となります。御検討ください。
- なお、中学校の5ブロック、開催地枠に関しては、現状通りの出場となります。

※ （公財）日本中学校体育連盟、近畿中学校体育連盟の競技部細則等を参考にしていますが、相違点に関しては、『令和7年度京都府中学校総合体育大会への地域クラブ活動の参加資格の特例』や登録申請における（別紙）令和7年度地域クラブ活動登録チェックリストを優先します。御了承ください。

※ この特例は、今後も検討を続けていくため、令和8年度については、現行の規定を変更することもあります。御了承ください。

地域クラブ活動における登録・大会参加について

令和7年1月
京都府中学校体育連盟

各競技団体・地域クラブ活動代表者 様

令和5年度より全国中学校体育大会と近畿中学校総合体育大会に地域クラブ活動が参加できるようになりました。これに準じて、京都府中学校総合体育大会においても地域クラブ活動が参加できるようになりました。

◆学校の部活動のみに所属している生徒

→ 今までと変更はありません。

◆地域クラブ活動のみに所属している生徒

→ 大会参加には、所属している団体が京都府中体連に登録する必要があります。

◆学校の部活動と地域クラブ活動の両方に所属している生徒

→ 大会への参加は、学校の部活動または、地域クラブ活動のどちらか1つから参加できます。

※どちらから参加するのかを決める必要があります。

→ どちらから大会に参加するのかを学校の先生や地域クラブ活動の監督は把握しておいてください。

【注意点】

■大会に参加を希望する地域クラブ活動は、京都府中学校体育連盟に申請し、登録をしている必要があります。（登録にはいくつかの条件があります。）所属している団体の責任者の方は、『令和7年度京都府中学校総合体育大会への地域クラブ活動の参加資格の特例』や登録申請における（別紙）令和7年度地域クラブ活動登録チェックリストを御確認ください。

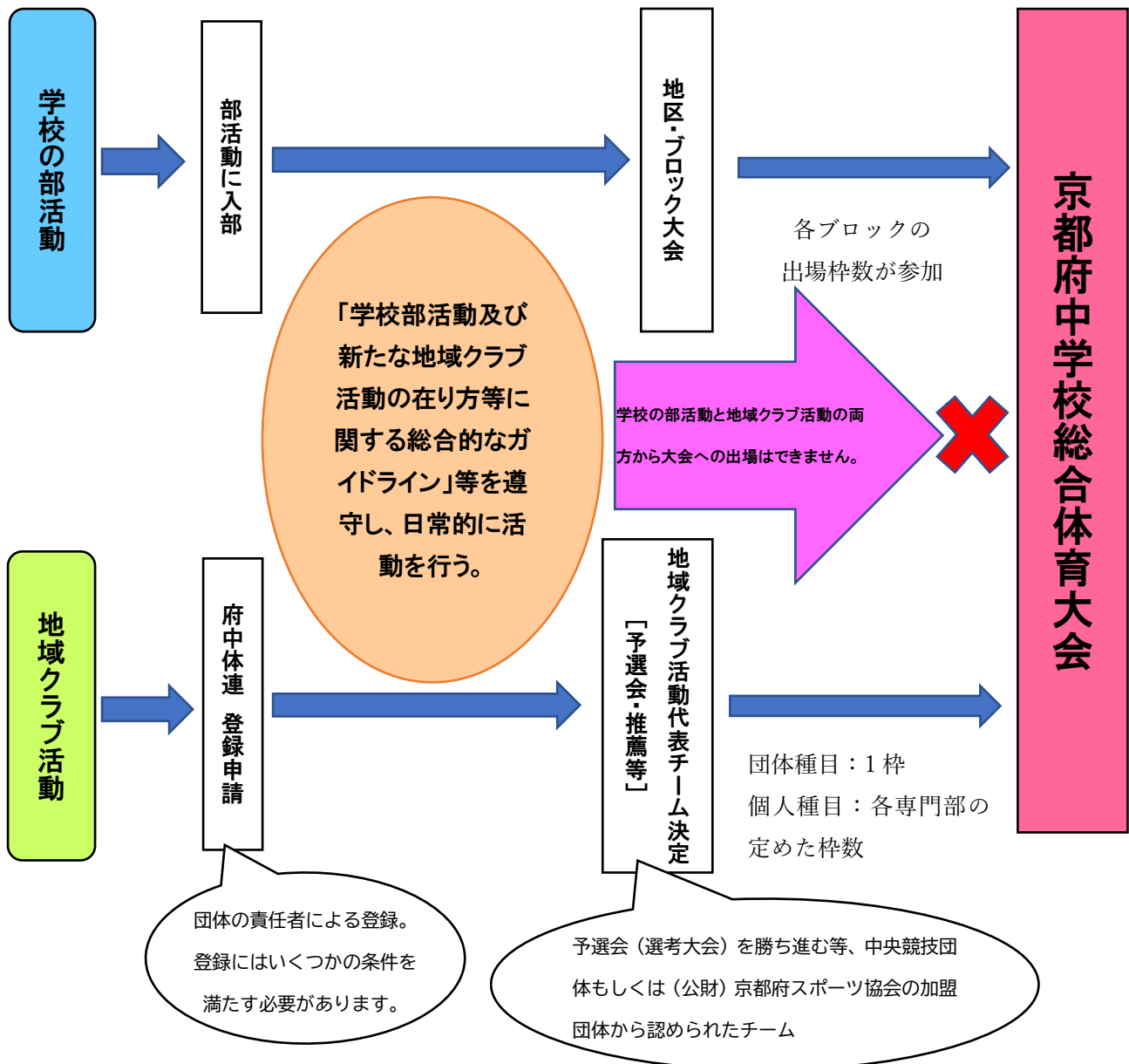
※なお、令和6年度は、バスケットボール、剣道（団体）、卓球（団体）については、「地域移行モデル地区や、自治体主体で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動」、「地域移行の受け皿となっている地域クラブ活動」が参加条件となっています。

【京都府中学校体育連盟に登録するための主な条件】

- ① 京都府内の中学校に在籍する中学生である。
※他府県の中学校に在籍している中学生は登録できません。
- ② 京都府内で適切に指導が行われている地域クラブ活動である。
- ③ （公財）日本スポーツ協会（加盟団体）公認の指導者資格（令和7年度取得見込み）を有する20歳以上の指導者がいる。
- ④ 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」、暴力・体罰・セクハラ等の防止に遵守して活動している団体である。

※その他にも条件はあります。詳細は京都府中体連のホームページに掲載している「令和7年度京都府中学校総合体育大会への地域クラブ活動の参加資格の特例について」、登録申請についての「（別紙）令和7年度地域クラブ活動登録チェックリスト」で御確認ください。

【京都府中学校総合体育大会までの流れ】



※ （公財）日本中学校体育連盟、近畿中学校体育連盟の競技部細則等を参考にしていますが、相違点に関しては、『令和7年度京都府中学校体育連盟主催大会への地域クラブ活動の参加資格の特例』や登録申請における（別紙）令和7年度地域クラブ活動登録チェックリストを優先します。

※ この特例は、今後も検討を続けていくため、令和8年度については、現行の規定を変更することもあります。

《登録までの流れ》

～R7年3月31日まで	当該競技を管轄する中央競技団体もしくは（公財）京都府スポーツ協会の加盟団体に登録済みである。
R7年4月1日～22日	京都府中体連に登録（様式の提出、認定証写しの提出）
R7年度中	（公財）日本スポーツ協会（加盟団体）公認の指導資格取得 ※登録申請時は見込みで構わない。

地域クラブ活動の京都府中学校総合体育大会への参加について

令和7年1月
京都府中学校体育連盟

京都府中体連加盟中学校 顧問の先生方

令和5年度より全国中学校体育大会と近畿中学校総合体育大会に地域クラブ活動が参加できるようになりました。これに準じて、京都府中学校総合体育大会においても地域スポーツ団体等が参加できるようになりました。

◆学校の部活動のみに所属している生徒

→ 今までと変更はありません。

◆地域クラブ活動のみに所属している生徒

→ 大会参加には、所属している団体が京都府中体連に登録している必要があります。

◆学校の部活動と地域クラブ活動の両方に所属している生徒

→ 大会への参加は、学校の部活動または、地域クラブ活動のどちらか1つから参加できます。

※どちらから参加するのかを決める必要があります。

→ どちらから大会に参加するのかを把握しておいてください。

【注意点】

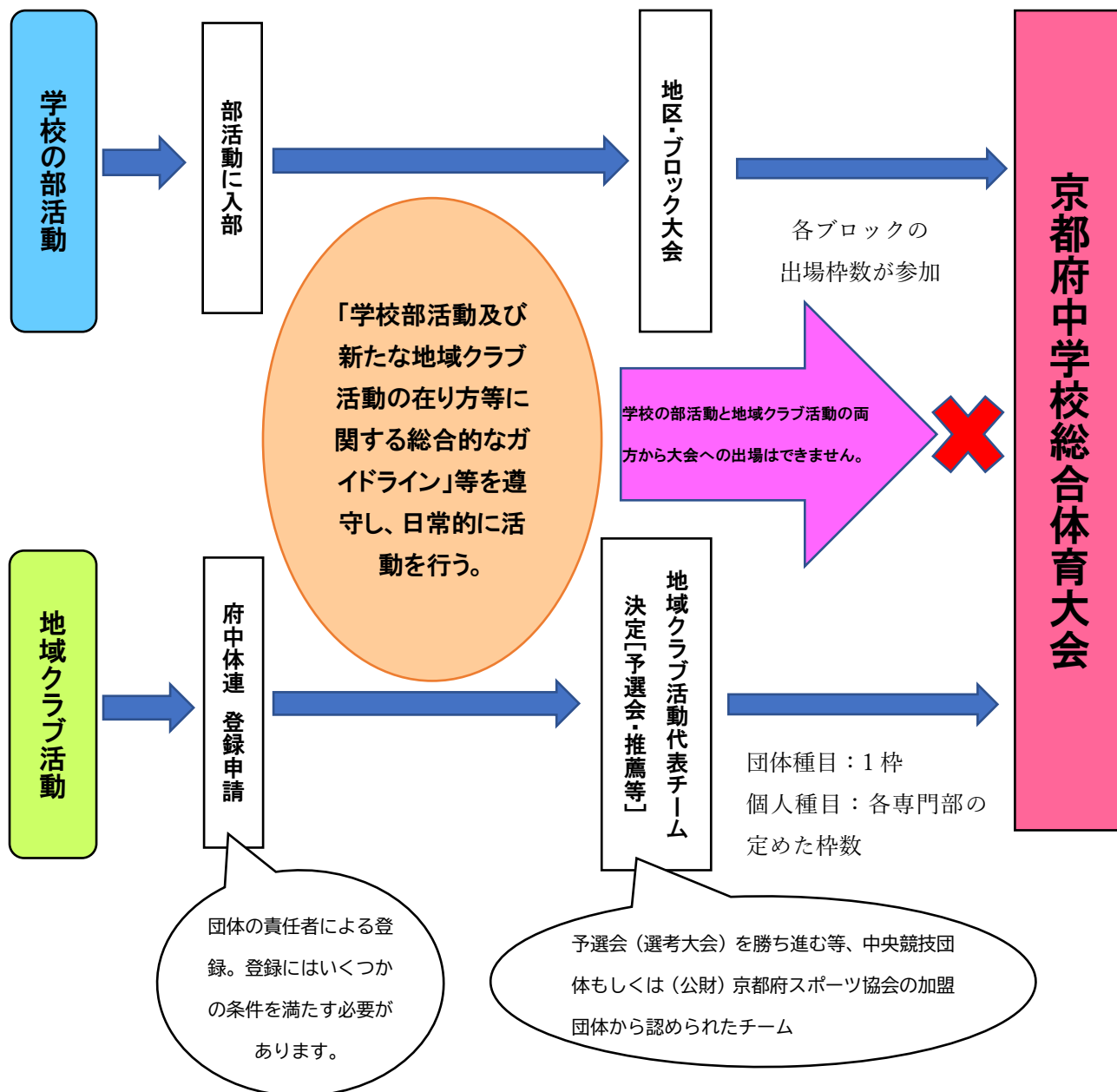
- 京都府総体への地域クラブ活動の出場については、各種競技団体が決定する。枠数については、以下のとおりとなる。 **団体種目：1枠 個人種目：専門部の設定した枠数**
なお、各ブロック中体連の出場枠(開催地枠を含む)は現状通りとする。
- 全ての競技で地域クラブ活動等が参加できるとは、限りません。参加の条件等も競技ごとに異なります。ご不明な点は、各地区中体連または、京都府中体連事務局にお尋ねください。

【京都府中学校体育連盟に登録するための主な条件】

- ①京都府内の中学校に在籍する中学生である。
※他府県の中学校に在籍している中学生は登録できません。
- ②京都府内で適切に指導が行われている地域クラブ活動である。
- ③(公財)日本スポーツ協会(加盟団体)公認の指導者資格(令和7年度取得見込み)を有する20歳以上の指導者がいる。
- ④「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」、暴力・体罰・セクハラ等の防止に遵守して活動している団体である。

※その他にも条件があります。詳細は京都府中体連のホームページに掲載している「令和7年度京都府中学校総合体育大会への地域クラブ活動の参加資格の特例について」、登録申請についての「(別紙) 令和7年度地域クラブ活動登録チェックリスト」で御確認ください。

【京都府中学校総合体育大会までの流れ】



※ （公財）日本中学校体育連盟、近畿中学校体育連盟の競技部細則等を参考にしていますが、相違点に関しては、『令和7年度京都府中学校総合体育大会への地域クラブ活動の参加資格の特例』や登録申請における（別紙）令和7年度地域クラブ活動登録チェックリストを優先します。

※ この特例は、今後も検討を続けていくため、令和8年度については、現行の規定を変更することもあります。

(様式1)

令和7年度 京都府中学校体育連盟 登録申請書《チーム登録》
(新規 ・ 更新)

競技(種目)			男子	女子			
団体(チーム)名	(ふりがな)		所属競技 団体名				
設立年月日	年	月	日	加盟年月日	年	月	日
代表者名	(ふりがな)		印	団体(チーム)内役職			
代表者 連絡先	住所	〒					
	電話	() —					
	携帯電話	() —					
	E-mail						
事務担当者名	(ふりがな)		印	団体(チーム)内役職			
事務担当者 連絡先	住所	〒					
	電話	() —					
	携帯電話	() —					
	E-mail						
主な活動場所							
	住所	〒					
その他活動場所							
	住所	〒					
指導者名	(ふりがな)						
保有公認指導者資格							
指導者名	(ふりがな)						
保有公認指導者資格							
指導者名	(ふりがな)						
保有公認指導者資格							
活動内容 (活動曜日、時間 内容等記載)							

(様式2)

令和 7 年度 京都府中学校体育連盟 登録申請書《メンバー登録》

団体（チーム）名【 】（No. ）

No.	(ふりがな) 選手名	在籍中学校	学年	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

(別紙)

令和7年度 地域クラブ活動登録チェックリスト

京都府中学校体育連盟

地域クラブ活動は京都府中学校体育連盟への登録申請前に以下のチェックリストを確認の上、申請用紙を提出すること。また、登録後についても以下のチェックリストの遵守を徹底すること。(☑を記入し提出する。)

地域クラブ活動の登録条件

- ☐ 京都府内の中学校に在籍する生徒で構成された団体（チーム）である。
(大会参加については、京都府内の中学校に在籍している生徒のみとする。)
- ☐ 『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』
(令和4年12月スポーツ庁・文化庁発出)の「Ⅱ新たな地域クラブ活動」を遵守している。
- ☐ 教育活動の一環と捉え、勝利至上主義のチーム編成・活動を行っていない。
- ☐ 日常継続的な代表者を置き、指導資格を有する指導者のもと、京都府内で適切に指導が行われている。
- ☐ 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは(公財)京都府スポーツ協会の加盟団体に登録されていること。(令和7年3月31日時点で登録済みであること)
- ☐ 万一の事故発生に備え、傷害保険等に参加するなどして、万全の事故対策を立てている。

地域クラブ活動の指導者（代表者）の条件

- ☐ 20歳以上の者であり、日常継続的に指導に当たっている。
- ☐ 暴力・体罰・セクハラ等の防止に遵守している。
- ☐ (公財)日本スポーツ協会(加盟団体)公認の指導資格を有する。(令和7年度取得見込み)
※ただし、現時点では、近畿大会、全国大会については、取得済みであることを条件としている。
- ☐ 大会運営に関する業務(役員・審判等)への協力が可能である。

- ☐ 上記の回答に虚偽はない。

以上の内容等に虚偽があった場合は、大会参加資格を取り消す。大会参加後であれば、大会結果を取り消すこととする。また、以後の大会参加を認めない。

【団体（チーム）名：_____】

【代表者名：_____】

(様式 1)

令和 7 年度 京都府中学校体育連盟 登録申請書
(新規 ・ 更新)

記入例

競技 (種目)	軟式野球		男子 女子
団体 (チーム) 名	(ふりがな)	所属競技 団体名	★★★★連盟 (協会)
	〇〇〇	令和 7 年 3 月 31 日 以前であること	
設立年月日	▲年 ◆月 ●日	加盟・登録年月日	■年 ●月 ▲日
代表者名	(ふりがな)	印	団体 (チーム) 内役職 会 長
	京都 太郎		
代表者 連絡先	住所	〒	
	電話	() ー	
	携帯電話	() ー	
	E-mail		
事務担当者名	(ふりがな)	印	団体 (チーム) 内役職 庶務
事務担当者 連絡先	住所	〒	
	電話	() ー	
	携帯電話	() ー	
	E-mail		
主な活動場所	住所	〒	
その他活動場所	住所	〒	
指導者名	(ふりがな)		
保有公認指導者資格	[例] 公認〇〇〇コーチ 2		
指導者名	(ふりがな)		
保有公認指導者資格	[例] 公認〇〇〇コーチ 2 (令和 7 年度取得見込み)		
指導者名	(ふりがな)		
保有公認指導者資格			
活動内容 (活動曜日、時間 内容等記載)	項目内容がガイドラインを遵守できていること。 遵守できていない団体は、登録不可となります。		

(記入上の注意)

(様式1について)

- ・代表者と事務担当者、指導者を兼ねることは可。
- ・代表者・事務担当者欄に押印する。
- ・電話番号は、日中連絡の取れる番号を記入する。
- ・役員および審判は代表者および指導者、事務担当者と兼ねることは可。
- ・拠点がいくつかある場合、主たる活動場所を記入する。
- ・公認指導者資格は(公財)日本スポーツ協会(加盟団体)公認資格を記載する。令和7年度取得見込みの場合は、資格名の後に(令和7年度取得見込み)と記載する。
- ・活動内容には、活動曜日、時間、内容を記入する。ガイドラインを遵守すること。
- ・男女は、出場するほうに○をつける。

(様式2について)

- ・在籍学校名は正確な名称を記載する。(〇〇市立△△中学校)
- ・複数枚にわたる場合はコピーして「様式2-〇」とする。
- ・備考欄に部長やキャプテン等を記載する。

(全体)

- ・公認指導者資格については、登録・認定のわかる書類のコピーを提出する。
- ・登録は毎年度、府中体連が指定した期間内に提出する。
- ・提出いただいた**様式(1・2・別紙)等**については、登録の審査等に向けて、専門委員長の先生に共有させていただきます。

令和6年11月28日

京都府中学校体育連盟

会 長 杉本 清彦 様

京都府中学校体育連盟

ソフトボール専門部

部 長 河邊 利夫

委員長 尾上 翔太郎

令和7年度京都府中学校総合体育大会開催地変更について（お願い）

平素は、ソフトボール専門部に対して御理解・御協力をいただきありがとうございます。

さて、令和7年度の京都府中学校総合体育大会を中丹ブロックで行う予定でしたが、同じ日程で日本ソフトボール協会主催の全国大会「第65回全日本実業団女子選手権」が中丹ブロック（福知山市）で行われることとなりました。それによって、大会会場が確保できないとともに、北部においては審判員等の不足が考えられるため、中丹ブロック、丹後ブロックでの開催が困難です。

つきましては、令和7年度の開催地変更を希望したいと思います。

何卒、よろしくお願いいたします。

審議（お願い）事項

（現 行）

令和7年度 中丹ブロック

（変 更）

令和7年度 京都市ブロック

※ 確認事項

令和8年度以降の開催について、本来であればサイクルのなかでの担当ブロックの変更を考えるべきところですが、他競技にも関わる場所がありますので、令和7年度のみの変更を提案させていただきます。よろしくお願いいたします。